

令和七年九月 青森県議会第三百二十三回定例会会議録 第四号

令和七年九月二十六日（金）議事日程 第四日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（菊池 勲、吉田ゆかり、高畑紀子、和田寛司各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二番 工 藤 貴 弘

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉 一郎

八番 北 向 由 樹

十番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十五番 吉 俣 洋

二十七番 花 田 栄 介

二十九番 寺 田 達 也

三十一番 高 橋 修 一

三十三番 櫛 引 ユキ子

三十五番 川 村 悟

三十七番 山 谷 清 文

三十九番 山 田 知

四十一番 工 藤 兼 光

四十三番 清 水 悦 郎

四十五番 田 中 順 造

四十七番 伊 吹 信 一

二十六番 谷 川 政 人

二十八番 齊 藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 夏 堀 浩 一

三十四番 今 博

三十六番 安 藤 晴 美

三十八番 丸 井 裕

四十番 三 橋 一 三

四十二番 森 内 之 保 留

四十四番 阿 部 広 悦

四十六番 田 名 部 定 男

四十八番 鹿 内 博

出席事務局職員

局長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 土 屋 順 司

総括主幹 中 野 弥 寿 喜

主 査 岡 崎 正 博

次 長 伊 藤 敏 文

副 参 事 鳴 海 康

総括主幹 下 村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百一十二条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事 奥 田 忠 雄

総務部長	澤 純市
財務部長	千葉 雄文
総合政策部長	後村 文子
子ども家庭部長	若松 伸一
交通・地域社会部長	舩木 久義
環境エネルギー部長	豊島 信幸
健康医療福祉部長	守川 義信
経済産業部長	上沢 謙一
観光交流推進部長	齋藤 直樹
農林水産部長	成田 澄人
県土整備部長	新屋 孝文
危機管理局长	築田 潮
国スポ・障スポ局長	出崎 和夫
会計管理者	小坂 秀滋
教 育 長	風張 知子
警察本部長	安田 貴司
監査委員	佐々木 知彦
	教育次長 早野 英明
	警務部長 中村 誠
	監査委員事務局長 松田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

二十一番菊池勲議員の登壇を許可いたします。――菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） おはようございます。自由民主党の菊池勲でございます。議長から登壇を許されましたので、所感を交えながら一般質問を始めたいと思います。

垂秀夫さんという前駐中国日本国特命全権大使にちようどお会いする機会をいただきました。この方は、中国のみならず、台湾にも親交のある方ですが、中国が最も恐れた男と言われ、その圧倒的な情報力に私も話に聞き入ってしまいました。一言その方のお話の中で印象に残った言葉を伝えさせていただきます。

古来より言の葉という言い回しがあります。万葉集にも出てくるすてきな言葉です。外交官もまた言の葉を扱う仕事である。言の葉には外交官の知見、経験、そして裏打ちされた心の声であり、哲学が宿り、そしてそこには魂も宿る。そんな話をされておりました。

私たち地方議員も全く同じでございます。先人から紡がれてきた言の葉を使う職業、地方議員として、私たちもその職責を全うしなければならぬなど。この機会に少し御紹介させていただきました。一般質問に入らせていただきます。

地方創生のさらなる推進についてであります。

二〇一四年に日本中に衝撃が走った、いわゆる増田レポートにより、地方は人口減少を起因として今後三十年間に大幅に人口が減少し、全国八百九十六の自治体を消滅可能性都市と位置づけております。本県も四十市町村のうち三十五市町村がその対象となりました。

あれから十年が経過いたしました。現在の石破政権では地方創生二・〇を打ち出しました。さらに、時を同じくして、二〇二四年の人口戦略会議において、七百四十四市町村が消滅可能性都市であるということが発表されました。青森県も三沢市、おいらせ町、六戸町、田舎館村、西目屋村の五市町村のみがこの該当を免れて、私の住む弘前市や鱒ヶ沢町、そういった私たちに縁の深い市町村もこれらの対象に入っているというのが現状であります。青森県は、全国で二番目に消滅可能性自治体の割合が高い都道府県として発表がありました。

宮下知事も、令和七年二月の定例会において、我が国全体の人口が長期にわたって減少基調にあることは、まさに国家有事とも言うべき大

な課題であり、これに立ち向かうには、県や市町村のみならず、国の大胆な政策転換が不可欠です、また、企業や団体、教育機関など、あらゆる主体がこの厳しい現実を認識し、連携、協力していくことも重要であると答弁されておりました。私自身も全く同じ考えでありまして、現在、最も人口減少にあえぐこの青森県こそ地方創生にふさわしい県であり、そして、青森県から地方創生を推進させていかなければいけない。そのことを強く思うわけでございます。

そこで質問をさせていただきます。

地方創生のさらなる推進に向けて、知事はどのように取り組んでいくのかについて伺いたいします。

二番目、物価高の影響を受ける県内中小企業への対応について質問してまいります。

青森地方最低賃金審議会の答申により、青森県内の最低賃金は十一月二十一日から千二十九円となり、青森県としては初の千円を超える状況となりました。全国の平均千二百一十一円よりはまだ低いものの、その差も少しずつ縮まっているのが現状でもあります。

ただ、一方、大事なのは実質賃金でありまして、厚生労働省が八月六日に発表した毎月勤労統計調査結果では、実質賃金は前年同月比プラス一・一％と、二十七か月ぶりにプラスとなりました。しかし、一方、青森県は実質賃金が一〇・三ポイントマイナス、この賃金傾向は全国統計とは違い、差が開いているのが現状であります。

このような状況であり、物価高を超える賃上げ達成こそが地方都市の大命題であり、特に必要となっているのが現状であると私自身も認識しております。さらに言うと、黒字倒産、さらには黒字廃業の増加は、先行きの見えない青森県の経済状況に諦め感や閉塞感を感じてしまっている経営者がいらつしやるという傾向を、私自身、痛感しておりました。

企業経営において、物価高以上の賃上げアップの好循環をつくるには二つの方法しかないと考えております。一つは、物価高に合わせて売上

規模を上げていくこと、もう一つはコストカット、ロスを少なくしていく、そして生産性を高める。この方法しかありません。

これまでの長期にわたるデフレ化経済においては、青森県内の中小企業は既に涙ぐましいほどのコストカットをし、経営してきたわけで、ただでさえ固定費のエネルギー価格が高騰している中で、相当苦しい経営を強いられているのが青森県の現状でもあります。

視点を変えて、価格転嫁について考えていくと、青森県が商工三団体と協力して行っている物価高騰に関する影響調査においては、県内の中小企業者で原油、原材料等の上昇分の価格転嫁が全くできていない、五〇％未満という割合は六五％、労務費の上昇分の転嫁が全くできていない、五〇％未満の割合が七五・六％と、依然として価格転嫁も進んでいない現状にあります。

国も価格転嫁が進むようにするため、下請法を改正し、二〇二六年一月一日から中小受託取引適正化法として施行される予定になっておりまして、その意味では、これを機に県として取組を強化し、推し進める必要があると考えております。そして、九九％以上が中小零細企業の青森県にとって、激変する時代にどのように生き残りをかけて売上げを上げて、そして稼ぐ力をつけていくか考えなくてはなりません。

そこで、二点質問してまいります。

高止まりしているエネルギー価格に対応できるよう、県内中小企業のコスト負担を軽減することが重要であると考えてるが、県の取組について伺います。

もう一点、物価や賃金の上昇に中小企業が対応できるよう、企業の稼ぐ力を強化することが重要であると考えてるが、県の取組について伺います。

次の質問に移ります。県のスタートアップ支援についてです。

国は、社会課題の解決を成長エンジンにすることを目指し、二〇二二年からスタートアップ育成五か年計画を策定し、急速に成長していく企

業であるスタートアップ企業の推進に取り組むこととしております。

スタートアップ企業とは、私たちがよく知る日本の企業では、メルカリや、スマートニュースと言われるアプリを使つたニュースサイトがあります。青森県でもスタートアップ創出関連事業が昨年度から本格的にスタートしております。本県も地域の経済力を牽引するためにも、雇用の受皿としても重要なテーマであると認識しております。

県では、企業のスタートアップ創出等を支援することとしておりますが、先日、私どもの経済交通観光常任委員会では弘前大学を訪問し、佐々木教授がディープテックによるスタートアップとして起業準備を進めているリチウム資源採取・回収事業であるRecycliの取組や、アカデミックなスタートアップの現状を調査、課題共有してまいりました。研究の中に出てきた社会貢献的な側面と、もともと専門性を生かしながらビジネス化を進めようとする取組にはロマンと夢を感じるとともに、事業化までには高いリスクと向き合っていかなければならないということも学んでまいりました。その意味では、スタートアップ事業とは、地域の資源をフル活用しながら相互協力する体制づくりが肝腎であると考えております。

そこで質問させていただきます。

二点、スタートアップの推進に向けた県の取組状況について伺います。

もう一点、さらなる推進に向けて、県はどのように取り組んでいくのかについて伺いたいします。

続いて、四番目の質問に移ります。県庁業務における生成AIの活用についてであります。

OpenAI社のチャットGPTが世界に登場して三年となりました。当時は対話形式により様々な情報や見解を得ることにほとんどの用途が置かれてきましたが、今や言語はもちろんですが、画像や動画、音楽のオリジナル作成まで様々な分野で活用が進んでいます。また、音声

機能で会話をすれば、外国語はもちろんのことですが、関西弁や津軽弁でも流暢に会話することができるようになっています。日進月歩の様子で日々身近なものになってきており、その応用範囲の拡大は、この後ますます進んでいくと私自身は認識しております。他社でもグーグル社のGeminiをはじめとする生成AIの開発が進み、誰でも簡単に利用することができ、今では気軽にこれらのサービスを活用できるようになりました。

一方で、固有名詞や内容にはまだまだ誤りが多く、使う人間が簡単にうのみにしてはいけないということも一点付け添えておきます。

五月二十七日に、国は、これらの生成AIの広がりを受け、行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインを策定しました。国では、さらにAI戦略本部が立ち上がり、AI基本計画の骨子案を政府は示すなど、国内もここに来て急速に取組が進んでおります。

このように、日進月歩で進化する生成AIを活用し、大きな変化が私たちの身近でも起こっている世の中で、青森県の取組状況について質問してまいります。

二点あります。一つは、生成AIの活用状況について伺いたいします。

もう一点、生成AIのさらなる活用に向けた県の取組について伺いたいします。

続いての質問に移ります。Jリーグクラブキャンプ誘致についてであります。

プロサッカーリーグであるJリーグは、令和八年からJリーグ開幕時期の変更に伴い、各クラブのトレーニングキャンプが六月、七月といった夏季に変更されることとなり、青森県としても今年度よりトレーニングキャンプを誘致しようと事業が始まっているところでもあります。本県の冷涼な気候を生かし、Jリーグキャンプの誘致に新たに取り組む、

プロスポーツに親しむ機会の創出と地域の活性化を目指してほしいと考えております。

個人的には野球経験者ですが、今年八月にプロ野球の試合が弘前市のはるか夢球場で開催された際、その盛り上がりやプロスポーツ選手が見せるプロならではのパフォーマンスには会場全体が魅了され、そして、特に多感な子供たちにはその影響は大きいものであったと感じておりました。プロスポーツ選手に触れる機会は子供たちのスポーツ離れを食い止め、夢や希望を持って健全な成長につながっていく効果があると認識し、Ｊリーグクラブキャンプ誘致に向けた話を展開していきま

す。

昨日、大崎議員が言われたとおり、県内もＪ３のヴァンラーレ八戸、さらには、ＪＦＬのラインメール青森、そして、東北社会人リーグ一部のブランデュー弘前など、県内でもサッカーで地域活性化に取り組むクラブチームがあり、今後、Ｊリーグクラブキャンプ誘致が決まると、これらの相乗効果も生まれてくると考えております。

一方で、Ｊリーグのクラブキャンプ誘致には施設整備や条件などで非常に厳しいハードルがあると伺っております。芝の状態やクラブハウスの有無、ホテルまでの距離、そして食事の環境、プロになればこそ、その取組も要求度合いが上がってきていると認識します。

先日、北海道の七飯町にある多目的グラウンド「トルナーレ」に常任委員会調査で伺いましたが、サッカー日本代表も合宿してきた施設であり、川崎フロンターレがコロナの前までは合宿していたということでも、散水設備や芝の管理はもちろんです。広さ、そして素人の私が見てもすてきだなど思える環境がそこにはありました。そういった施設、そして自治体の皆様の努力によってＪリーグのクラブキャンプ誘致は達成されていくのであろうということを考える調査の内容でもありました。そこで質問してまいります。

二つありますが、一つ目は、今年度の県の取組状況についてお伺い

いたします。

もう一つは、誘致活動の推進には市町村との連携が重要であるが、県の見解についてお伺いいたします。

六番目、ヤングケアラーへの支援について質問してまいります。

ヤングケアラーとは、令和六年六月十二日に子ども・若者育成支援推進法が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供、若者と定義されました。

二〇二〇年の厚生労働省の調査でも、世話をしている家族がいると回答した中学生の割合が五・七％、高校生でも四・一％ありまして、本県でも令和四年度に小学六年生、中学二年生、高校二年生及び大学三年生を対象にしたアンケート調査でも、小学六年生では五・九％、中学二年生では五・〇％、高校二年生では三・三％、大学三年生では二・五％と、全ての学校種別に少なくない数のヤングケアラーがいるということが確認されています。また、実態調査の結果、全ての学校種別でヤングケアラーの約六割が週に三日以上家族のお世話をしていること、ヤングケアラーの約四割がお世話をすることに対して精神的、身体的、時間的に大変さを感じているということが明らかになりました。

学校の先生方とヤングケアラーについての勉強会を開催し、ヤングケアラーの子供がいることになかなか気づくことができない、学校ではとても真面目で優秀で、それでも実際には家庭ではヤングケアラーだったということの後から知る、そういう学校の先生であつても子供たちの発見や対応への難しさに気づく感想が相次ぎ、私自身もこれらヤングケアラーの取組、そして必要性は十分に理解しながらも、発見の難しさや支援の難しさについて頭を悩ませることもありました。

本年、弘前市にヤングケアラー支援センターが設置されて、県の取組も進んでいることと認識しながら、三つの視点について質問してまいります。

これまでの県の取組についてお伺いいたします。

二点目は、青森県ヤングケアラー支援センターの機能と役割について伺いたいします。

三つ目、今後の県の取組について伺いたいします。

七番目の地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用について質問します。

青森県内の自治体病院に関しては、さきの本明議員の質問でもありましたが、九割が赤字になり、経常損益は九十億二千六百万円の赤字となり、前年度より五十四億八千九百万円の赤字が膨らむという状況になりました。

もとより自治体病院には大きな役割があり、特に地域医療構想の実現に向け、自治体病院は将来の地域の実情や患者のニーズに応じて、急性期や回復期等から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制を確保することを目的として、それぞれの医療機関が病床の機能分化や連携を進めていくことが求められております。

この取組を進めていくために、県では、青森県地域医療介護総合確保基金を創設し、地域における医療及び介護の総合的な確保を図ることを目的としております。医療分については、先ほど少し申し上げましたが、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設や設備の整備に対する補助のほか、在宅医療の提供、医療従事者の確保、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備等を目的として事業に活用されております。

そこで、一点質問させていただきます。

病床の機能分化・連携に対する支援の状況と今後の見通しについて伺いたいします。

続いて、八番目の観光ガイドの技術向上に向けた取組について伺います。

二〇二五年三月に、約一年間にわたって続いてきた地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成

に向けた有識者会議の取りまとめ報告が観光庁のサイトに掲載されました。二〇二二年から徐々にコロナ禍を明けて外国人観光客が堅調に回復し、二〇二三年には二千五百万人を超えて、訪日外国人旅行消費額は五・三兆円と過去最高を更新しております。何より訪日外国人の一人当たりの旅行支出は二十一万円であるということが報告されました。

観光DMOが調査したアンケートには、近年は消費傾向がモノ消費からコト消費へ、さらに、SNSの普及等に伴い、トキ消費に推移して、特定の対象や世界観への没入性の高いコンテンツへ希求が一層高まる予想されております。体験型コンテンツの満足度をより高めていくためには、この地域を知り、そして不確定的な要素も含めた質の向上が不可欠であり、観光ガイドは旅行者に最も近くで長時間接する地域の顔となることが結論づけられておりました。

ただ、一方で、マンパワーのアンケートでは、インバウンド向けのガイド人材が不足であると回答した者が約八割、あまり感じない、全く感じない、不足感がないDMOは一つもありませんでした。全国でもそれらを先んじて、伊勢神宮の歴史・文化的価値に関するインタープリテーションの確立や、長崎の雲仙地域一帯のインタープリテーションの全体計画策定、さらには、沖縄県のやんばる三村のネーチャーガイドのマニユアル化と高度化など、ガイド育成に他の都道府県、市町村では力を入れ始めております。観光に力を入れる我が青森県に対して、この観光ガイドに関する取組について質問してまいります。

二点あります。県内の観光ガイドの活動状況について伺いたいします。

二点目として、県内の観光ガイドの技術向上に向けた県の取組について伺いたいします。

九番目の質問に移ります。青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）についてです。

急速に変化する世界の中で、AIや高度なIT技術、ロボット技術が

社会に実装された Society 5.0 時代の到来や海外との行き来がますます活発化する時代において、先行きが見通せない、予測困難な時代に入り、子供たちはそれでもその時代を生き抜いていく力を身につける必要があります。

国における教育振興基本計画においても、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成を目指し、主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造に向けた取組の推進が挙げられています。つまり、自立的な人材の育成がこれからは肝腎になってくるわけです。

令和五年五月に青森県立高等学校魅力づくり検討会議が設置されて、令和十年度以降の魅力ある高等学校の在り方について、学校の魅力化に向けた具体的な取組内容やスケジュール等について話し合う会議が行われ、急速な人口減少社会にあえぐ青森県においては、私立高等学校の魅力づくりや私立高等学校の経営改革において危機感を感じながらも、公立学校の魅力を高めるような取組を期待するものでありまして、今回、それらの報告書がまとめられてまいりました。

その中で、私が大きく今後質問してまいる視点としては、一つ目が、学校配置基準への考え方であります。そして、学校で楽しく学びたい、そんな学校をどのようにつくっていくのか、二つ目は、現在も増え続ける不登校傾向のある子供たちに対しての考え方という三つの観点で質問してまいりたいと思います。

一つ目は、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)における学校配置の考え方について伺いたします。

二番、生徒が学びたいと思う各学科の魅力づくりをどのように進めていくのか伺いたします。

三番目、不登校経験を有する生徒などの学習ニーズにどのように応えていくのか伺いたします。

最後の質問に移ります。新規高等学校卒業者の県内就職についてであ

ります。

二〇二六年三月に卒業予定の高校生の採用選考が九月十六日に解禁され、青森県内の生徒さんが内定獲得に向けて試験に臨んでいます。青森県の求人倍率は、就職希望者の減少などによる人手不足などを背景に高い水準にあり、生徒優位の売り市場が続いている状況にあります。

近年は高校の生徒数減少や大学進学率の向上などにより、新規高卒者の採用が難しくなっている現状もありますが、青森労働局によると、七月末時点で来春卒業予定の高校生に対する県内企業の求人者数は三千九百六十五人、求人倍率は二・九三倍で、二年連続の減少となったものの、統計が残る一九九四年三月以降では三番目に高い数字であるということが発表されました。

近年、県外就職率の高さが目立つ青森県においては、県内就職率や数字について見ると五九％で、全国平均の八一・六％を大きく下回る全国最下位が二年連続となっている状況にあります。

このような状況に、青森県内の就職率が全国最下位となっている高校生の県内定着改善を目指し、県は、今年度から行政、教育現場、経済団体の三者による懇談会を開催し、六月四日には、宮下知事をはじめ、中南・西北地域の関係者が一堂に会して現状と課題共有を行いました。

そこで、一点目の質問をいたします。

本県の新規高等学校卒業者の県内就職率の向上に向けた県教育委員会の取組について伺います。

一方で、高等学校教育との調和等の観点から、高等学校就職問題検討会議において、全国の統一的な採用選考期日等の申合せを行っております。この申合せを踏まえて、青森県高等学校就職問題検討会議において、都道府県ごとに具体的な運用の申合せが行われています。各都道府県では、採用選考開始日から一定期間までは一人の生徒が一時に応募できる企業を一社とし、当該企業の内定が得られなかった場合にはほかの企業に応募できる仕組みを採用しています。当初の応募は一人一社制と言わ

れる慣行がこれまで敷かれてまいりました。それらを決定する青森県高等学校就職問題検討会議に対して質問させていただきます。

青森県高等学校就職問題検討会議における今年度の協議状況について伺いいたします。

以上、大きな問いで十問の質問となりますが、明瞭かつ簡潔な答弁を期待して、壇上からの質問と代えさせていただきます。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。菊池議員にお答えいたします。

私からは、まず、地方創生のさらなる推進に向けて、どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

地方創生をさらに進めるためには、一人でも多くの方がここで暮らしたいと思える魅力ある青森県づくりが必要です。このため、私は、若者が県内で十分な所得と働きたいを得られる魅力ある多様な仕事づくりや、安心して子供を産み育てられる環境づくり、高齢者も含めた全ての方にとって、暮らしやすく持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

また、これまでの十年間を踏まえ、国には、人や企業の地方分散を進め、地方に新たな産業や雇用が生み出されるよう、大胆な規制・制度改革に取り組むことを期待しております。

私としては、対話を通じて国や市町村と連携していくことはもちろん、産業界や教育機関などとも連携、協力して、青森新時代の挑戦を続けてまいります。

続きまして、企業の稼ぐ力を強化するための県の取組についてお答えいたします。

物価等の上昇に県内中小企業が持続的に対応し、物価と賃金の好循環を実現していくためには、企業の収益力を高めていくことが重要であることから、県では、関係機関と連携しながら各種取組を進めております。

具体的には、GX関連産業など収益性と成長性のある仕事づくり、価格転嫁支援アドバイザーによる伴走支援や実践塾の開催などによる適切な価格転嫁の促進、新商品、新サービスの開発等による販売力の強化、高効率な設備導入等による経営コスト削減などの支援に取り組んでおり、企業の稼ぐ力を強化してまいります。

続きまして、スタートアップのさらなる推進に向けた県の取組についてお答えいたします。

私は、経済成長と社会課題の解決を加速させるため、イノベーションの原動力となるスタートアップの創出が重要であることから、県内外の起業家、投資家、支援機関等が参画するオンラインプラットフォームの運営による参加者同士の交流促進、スタートアップ業界の先駆者が参加する機運醸成イベントの開催などに積極的に取り組んでおります。

あわせて、学生等を対象に、挑戦意欲と創造性を育むためのピッチコンテストの開催や起業家マインドを醸成する体験プログラムの実施など、青森の地で社会の変革に挑戦する起業家を輩出し、若者を引きつける仕事が続々と生み出されていく環境づくりを強力に進めてまいります。

続きまして、県庁業務における生成AIのさらなる活用に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、庁内における生成AIの利用者の裾野を広げるため、生成AIを基礎から学ぶことができるオンライン研修の受講機会を設けるとともに、世界大手のテクノロジー企業との連携によるAI実践講座を開催するなど、職員が生成AIの具体的な活用策を習得する機会を多数設けております。

今後は、職員向け研修のさらなる充実を図るとともに、信頼性の高い外部情報やデータベースを検索して回答を生成する技術であるRAGを新たに導入することにより、一層の業務効率化に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 病床の機能分化・連携に対する支援の状況と今後の見通しについてお答えいたします。

県では、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携の取組に対し、平成二十七年から地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能転換やダウンサイジング等の施設設備の整備として、延べ十六医療機関に約十五億円、複数医療機関での再編統合による施設整備として、弘前総合医療センターに三十億円の合計四十五億円を支援してきたところでございます。

現在、国では、二〇四〇年頃を見据えた新たな地域医療構想の検討において、令和九年度以降の基金の取扱いが検討されているところであり、県としては、引き続き、医療提供体制の確保に向けて財源が確保されるよう注視し、必要に応じ、国に対する要望なども行つてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 県庁業務における生成AIの活用状況についてお答えいたします。

県では、業務の効率化やアイデアの創出などに役立てるため、令和五年十月から生成AIの運用を開始しており、本年八月末時点で千四百四十名の職員が利用登録しています。

生成AIに対する職員の指示・命令文と生成AIからの回答の総数は順調に増加しており、本年八月の利用実績は、昨年と同じ月に比べ約二・七倍の一万六千五百六回となりました。

また、生成AIの主な利用目的は、挨拶文などの文書案の作成や文書の校正、キャッチコピー案の作成、情報収集や外国語の翻訳などであり、庁内各部署において幅広い業務に活用されています。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） ヤングケアラーの支援について三点お答えいたします。

まず、これまでの県の取組についてです。

県では、県内のヤングケアラーの実態を明らかにし、支援の方向性や有効な施策の立案に活用するため、令和四年度に実態調査を実施し、議員御指摘のとおり、少なくとも数のヤングケアラーがいること、また、ヤングケアラー自体の認知度が必ずしも高くないことが確認されております。

実態調査の結果を踏まえ、まず、子供がどのようなことでも気軽に相談しやすい環境をつくるため、令和五年九月に支援者団体と連携したSNS相談窓口「青森県ヤングケアラーチャンネル」を開設いたしました。また、既存の様々な施策に子供や家庭をつなげていくため、令和五年度は行政機関、教育機関の職員等を対象とした事例検討会やセミナーを開催したほか、令和六年度は普及啓発に係るリーフレット等を作成し、関係機関に配布いたしました。

次に、青森県ヤングケアラー支援センターの機能と役割についてです。

令和六年六月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され、県は市町村と連携して、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につながる仕組みを構築することが望ましいとされました。

県では、このことを踏まえ、ヤングケアラーに関する県の相談窓口として、令和七年八月に青森県ヤングケアラー支援センターを新たに設置いたしました。

同支援センターは、ヤングケアラーコーディネーターを二名配置し、関係機関と連携した相談支援、関係機関の職員向けの研修、ネットワークの構築、広報啓発などを実施する機能を有し、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、ヤングケアラー支援の周知

啓発等を図る役割を担っております。

次に、今後の県の取組についてです。

今年度は、県、市町村、学校等の関係機関が、ヤングケアラーに対して共通認識を持つて包括的、継続的な支援を進めていくことができるよう、支援マニュアルを作成することとして検討を進めております。

また、青森県ヤングケアラー支援センターにおいて、ヤングケアラーへの理解促進等を図るため、広く県民や関係機関に対して広報啓発活動を行うほか、同支援センターのヤングケアラーコーディネーターが関係機関を訪問して、ヤングケアラーの定義や実態等のほか、気兼ねなく相談できることの周知を進めております。

県としては、同支援センターを中心として、関係機関の連携を強化し、ヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みの構築に引き続き取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 初めに、キャンプ誘致の取組状況についてお答えいたします。

県では、二〇二六―二〇二七シーズンからＪリーグの開幕時期が従来の二月から八月に移行されることを好機と捉え、本県サッカーの競技力向上や人材育成、経済効果や交流人口の拡大など、様々な効果が生まれることを期待し、今年度からＪリーグクラブのキャンプ誘致に取り組んでいます。

県内への複数クラブの誘致を実現するため、今年度は県内のグラウンドや関連施設等の情報を紹介するパンフレットの作成を進めているほか、Ｊリーグ等のクラブを対象とした視察ツアー等を実施し、これまでに六クラブの担当者に視察していただいたところです。

視察後に行ったアンケートでは、議員から御紹介がありましたとおり、芝生の品質や管理水準を数段向上させる必要があること、クラブハウスなどの施設面でも充実が必要であることなどの意見があり、県で

は、視察ツアーの結果を踏まえ、今後の誘致活動の方向性や課題への対応について検討を進めているところです。

次に、誘致に当たった市の市町村との連携についてお答えいたします。誘致活動の推進に当たり、県は、誘致実現に向けた全体調整やクラブと市町村との橋渡し等のサポート役を担い、市町村にはクラブとの具体的な調整や受入れ環境の整備、住民への機運醸成等を担っていただき、お互いに連携、協力していくことが効果的な誘致推進と受入れ体制の構築につながるものと考えています。

そのため、県では、これまで、市町村の担当者と個別に打合せを行うとともに、視察ツアーの結果を踏まえた説明会による情報共有等を進めてきたところです。

県としては、今後も引き続き、市町村との緊密な連携を図りながら、Ｊリーグクラブのキャンプ誘致の実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 御質問二点にお答えします。

まず、県内中小企業のコスト負担を軽減する県の取組についてです。県では、県内中小企業がエネルギー価格の高止まりにより厳しい経営環境にあることを踏まえ、事業活動に使用するＬＰガスや特別高圧電気の使用料金に対する支援を三回にわたりに行ってきたほか、トラック運送事業者の車両保有台数に応じた支援金の給付を実施しています。

今般、国による電気・ガス料金の支援が再開されたことから、ＬＰガス及び特別高圧電気の使用料金に対する支援について、県においても国の交付金を活用して給付することとし、本年度九月補正予算案に所要の経費を計上しているところです。

次に、スタートアップの推進に向けた県の取組状況についてお答えします。

県では、革新的なビジネスモデルで創業し、短期間で急成長を目指す

スタートアップの創出に向けた取組を令和六年度から本格的に実施しています。

今年度は、起業家と支援機関等の出会いの場となるコミュニティの形成、官民協働プロジェクトの実施による事業化ノウハウの蓄積、青森県スタートアップ補助金による支援、高校、大学等の学生を対象としたスタートアップ人材の育成に取り組んでいます。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 観光ガイドの技術向上に向けた取組についての御質問二点についてお答えいたします。

初めに、県内の観光ガイドの活動状況についてです。

公益社団法人日本観光振興協会の観光ガイド団体調査によりますと、本県の令和五年度の観光ガイド団体数は三十七団体で、ガイドの人数は六百二十四人となっています。

また、外国人観光客に対応できる国家資格の全国通訳案内士は、県内で五十八人が登録されています。

このほか、観光施設や祭り、イベントなどのガイド、登山ガイドや山岳ガイド、ツアーコンダクターと呼ばれる旅程管理主任者など、有償、ボランティアを問わず、県内各地で多数の観光ガイドが活動しています。

次に、県内の観光ガイドの技術向上に向けた県の取組についてです。県内の観光ガイドの技術が向上することは、本県を訪れる観光客の満足度を向上させ、リピーターの獲得にもつながっていくことから、本県の観光振興を図る上で重要な要素の一つであると認識しています。

このため、青森県観光国際交流機構が組織する観光ガイド推進連絡会議に参画し、観光ガイドのスキルアップに向けた意見交換を行うとともに、県内の全国通訳案内士を対象とした観光施設での実践的な研修を実施するなど、観光ガイドの技術向上に取り組んでいます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問五点にお答えいたします。

まず、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）における学校配置の考え方についてです。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）においては、学校配置の考え方として、六地区ごとに将来の中学校卒業予定者数の減少、中学生のニーズ、地域の産業構造、通学環境、国の高等学校教育改革の動向等を考慮しながら、様々な役割を担う高等学校の配置を計画的に進めることとしています。

また、各地区において、生徒の学習ニーズに応じた柔軟で質の高い学びを提供できる教育環境を整備するため、市町村における高等学校の配置状況等を考慮しながら、統合等を含む計画的な学校配置について検討することとしています。

なお、各実施計画期間開始時において、市町村に一校のみ配置され、一学年当たり二学級以下の規模で、かつ農業科または水産科を設置していない高等学校については、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校として配置することとしています。

次に、生徒が学びたいと思う各学科の魅力づくりについてお答えします。

本県では、普通教育を主とする学科として普通科や、本県独自の学科である表現科等の普通科系の専門学科、農業科等の職業教育を主とする専門学科、総合学科を設置しています。

普通科を含む普通教育を主とする学科及び普通科系の専門学科においては、質の高い学び、多様な学び、地域の強みを生かした学び、発展的な学びの充実を図ることとしています。職業教育を主とする専門学科においては、地域の産業や先進的な技術に関する学び、本県の産業の発展を担う将来のスペシャリスト育成に向けた実践的な学びの充実を図ることとしています。総合学科においては、将来の生き方や進路について考察する学びの充実を図るとともに、多様な選択科目の設定に取り組

むこととしています。また、必要に応じて、新しい時代に対応した学科の設置等を検討することとしています。

これらの取組を通して各学科の魅力を高め、生徒が学びたいと思う学科づくりを推進します。

次に、不登校経験を有する生徒等の学習ニーズへの対応についてお答えします。

生徒の進路志望や興味、関心、不登校生徒数の状況等を踏まえると、生徒の学習ニーズがさらに多様化することが予想されます。その多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを推進するため、単位制等の教育制度を生かした教育活動の充実を図るとともに、これらの教育制度の導入校の見直しや拡充について検討するほか、デジタル教材の活用や遠隔教育等のデータやテクノロジーを活用した学びの充実を図ることとしています。

また、生徒の個性や様々な事情等に応じた柔軟な学び方などを提供できるよう、学校、課程の枠を超えて科目を履修できる体制、定時制課程における昼間部、夜間部の枠を超えて学習時間帯を選択できる体制、通信制課程における後期入学や、転入学、編入学に対応した体制などの充実を図ることとしています。

さらに、特別支援学校等との連携、協働、スクールカウンセラー等の外部人材の活用、通級による指導により、きめ細やかな指導や支援の充実を図ることとしています。

次に、本県の新規高等学校卒業者の県内就職率向上に向けた取組についてお答えします。

県教育委員会では、キャリアサポートスタッフを県立高等学校十二校へ配置し、全ての県立高等学校に対し、県内就職に向けた取組やキャリア教育を支援しています。キャリアサポートスタッフは、県内求人の開拓、就職を希望する生徒や保護者への県内企業の紹介及び進路相談、教員への求人情報の提供、企業見学会や職業人講話、インターシップの

実施など、学校と県内企業の相互理解に向けた取組のコーディネート、大学等進学者への卒業後のＵターンを見据えた県内企業の情報提供等の業務を担っています。

また、高校生が県内に定着するためには、郷土に対する愛着や誇りが培われることが重要であると考え、地域資源や人材を活用して青森県の課題や可能性を探究する学習「あおもり創造学」の取組を全県立高校の全生徒を対象に実施し、地域の課題解決学習を通して、地域への貢献意欲の醸成を図っています。

次に、青森県高等学校就職問題検討会議における今年度の協議状況についてお答えします。

青森県高等学校就職問題検討会議では、県教育委員会、県こども家庭部及び青森労働局が、経済団体、PTA団体、学校関係団体等と共に、新規高等学校卒業者の応募、推薦に係る方法や選考開始期日、就職慣行の在り方等について協議を行っています。

本年四月に開催した同会議では、今年度の高等学校卒業予定者の企業への応募、推薦について、九月末までは一人一社まで、十月一日以降は一人二社まで認めることや、公正な採用選考、採用内定取消しの防止について確認しました。

また、高等学校卒業予定者に対する求人票の公開範囲を保護者等へ拡大することや公開時期を前倒しすることについて協議がなされ、学校関係者、企業関係者、ハローワーク等へアンケート調査を実施した上で、検討を進めることとなりました。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） るる答弁をいただきまして、再質問を何点かだけさせていただきたいと思います。

再質問があるのは、まずは三番の県のスタートアップの支援事業についてであります。

先ほどは知事からも、そして経済産業部長からも答弁をいただき、話

の内容等もよく分かりましたし、今の現状の取組は十分に理解しながら質問していききたいと思います。

スタートアップ企業という存在を私も調べれば調べるほど簡単ではないなということも感じております。それだけ、ある意味ではこの企業経営、スタートアップに向かう人たちが人生をかけながら、それが一つでも達成されれば本当に素晴らしい企業がこの青森県を代表して出ていくということだと私は思っております。ですので、十社ぐらい出ればすごい話でありまして、その一社を育てるというのが本当に大変な話だと私は認識しています。

そこで質問したいのは、やっぱり県民がもつとスタートアップというものに関心を持ったり、興味を持っていくためには、例えば、毎年スタートアップの関係する事業計画をつくっている人たちが、アワードのような形で県民の皆さんやいろんな人たちがいる前でプレゼンをしなから、それらを県民、またはもちろん投資家も、そして、いろんな技術を持った人も、この企業プランを私たちが応援するんだと言えるようなアワード大会を、古く言うビジネスコンテストのようなものでありますけれども、そういうものの開催を目指してはどうかというのをとても強く感じるわけです。

そこについて、県の皆様の認識をまずはお伺いしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 議員御指摘のとおり、スタートアップを育てる機運、県民を挙げて支援する機運を醸成していくのは非常に重要なことだと思っております。今年度、官民協働における事業共創の支援におきまして、「「地域への想い」を「事業」に変える」と題しまして、事業立案プログラムを実施しているところでございます。

その中におきまして、今年度、県内外からスタートアップの担い手となるような候補者を募って、ちょうど明日から県内の資源循環型ビジネスを視察していただいて、それに関して地域課題の解決について考察い

ただくというフィールドツアーを実施しますが、それについては県内外から十四名の参加をいただいて、うち七名が県内在住者で実施されます。この十四名の方々が、今後、ビジネスプランを立案、練り上げていきまして、最終的には今年度中に事業プランを発表するピッチイベントを開催し、それを県民に公開していくことで機運の醸成にもつなげていくという取組を予定しております。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） これから取り組んでいくという話でありましたが、大事なのは、スタートアップをやっている人たちが一生懸命頑張っているのはよく分かりますし、たくさんの方々の県民を巻き込んで関心を持つてもらいような取組をしていくことが重要かなと私は感じておりますので、そこはぜひ今後、様々な取組をやっていく中で県民がスタートアップを応援できるような体制をつくってほしいなと。

なぜこれをやってほしいかという点、例えば、私たちは就職氷河期世代になります。就職をしよう、または高校を卒業したらどうするかといったときに必ず出たのは、都市部に就職しに行かないと仕事はないよと言われて育ってきた世代なんです。この世代からすると、例えば地域に残って、みんなが憧れるようなスタートアップ企業経営者になれるんだという考え方はなかなか持ち合わせていなかったんです。これは、やっぱり宮下知事が日頃からこの青森県に若い人たちが定着して、その人たちがこれからつくっていくような社会というのを考える。そういう考え方が私自身にも少しずつ浸透してきた中で感じることもなんです。なので、ある意味ではスタートアップのパイロット事業というのがちゃんと青森県に定着していくと、次はこういう企業経営者になりたいなと思つて、第二、第三の経営者が青森県内から育っていく。その循環は、地域の中で力強いスタートアップ企業が育っていくって、若い人たちがやっぱり青森県はいいよねと思う機運を育てていく、その前触れだと私は思っています。私は、ぜひこのスタートアップというものを通しながら、一

つはやってほしいなということでの質問でありました。

今、オンラインのコミュニティーの話もありましたが、青森県内で企業経営をしようと思っている、また、スタートアップに挑戦しようと思っている人もいます。ただ、技術はボーダーレスで世界にたくさんあります。最初は私もオンラインで始めるといったときに、少いうんと思うところもありましたが、逆にオンラインだからこそ、世界中の人たちが青森県内でやろうとしている事業に対して応援することができるという体制が取れると思っています。スラックを使っている今の取組ですね。なので、私は、ぜひそういう意味では、県内の協力者だけじゃなくて、全国の協力者を募れるような状況にこのスラックを使って発展させていってほしいなということを強く要望させていただきたいと思います。

もう一つ、四番で一点だけ質問させていただきます。県庁業務における生成AIの活用についてということでありました。

近年では、三井住友銀行やキリンホールディングスといった企業では、AI役員、AI社長と言われるような活用が進んでおりまして、役員にチャットGPTまたはGemini等が活用されて、AI機能が役員会等で使用されるという取組が今進んでおります。私も実際に役員会でAIを使うと、その場で分からない情報を入手できたりとか、整理してくれるということで、AIの活用というのは会議体でも大変重要なツールになってきているなということを強く感じておりました。

そして、最近では、世界では東ヨーロッパのアルバニアという国で初のAI大臣が誕生するというように、AIを取り巻く環境というのは本当にさま変わりしてきているなということをつくづく感じております。

今、県庁の組織の中ではAIを担当している部署というのはDX推進課の一部という形で、本当に小さなところで職員が担っているような状況になっていますが、やっぱりさらにAIの研究を重ねていける場所、そして、県庁内でも活用できる場所という意味では、AI課のような課

を私は設置していくべきじゃないかと思うんですが、これについて県の考え方をお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 生成AIを取り巻く環境が大きく変化しておりますので、画像ですとか、動画の生成AIサービス、そういったものに幅広く活用されているということを承知しております。県の業務は多岐にわたっておりますことから、県民向けの普及啓発以外におきましても、様々なサービスでの活用が想定されているところでございます。

あわせて、議員御指摘のように、生成AIを活用する際には、著作権ですとか、必ずしも正しい場面ばかりではないということも注意喚起しながら、様々な方面での活用、促進というものを考えていきたいと思っております。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） AIについては総務省も見解を出しておりますとおり、自治体においても、これからは生成AIの活用推進や管理を行う最高責任者を自治体に置いていくことというような話が今出てきておりますので、ぜひそういうところを勘案しながら、青森県として先んじて取り組んでいってほしいなということを要望させていただきたいと思います。

最後に、もう一点だけ質問させていただきました。質問を終わりたいと思いますが、高校生の県内就職についてであります。

教育長に伺います。私が今の説明でちよつと分かりにくいなと思ったのは、今、青森県は一人一社制度です。私は、県内就職等をいろいろ考えていく、または高校生の早いキャリア教育のために取り組んでいるという気持ちもよく理解はするんですが、出口の戦略というのが就職だと思っております。一人一社制度という形になると、一人一つの企業しか受けられない。そして、それ以外の企業は面接すらも行けないという現状になっています。今、十八歳から成人と言われるように、徐々に低年

齢化になって社会に出ていく年齢が早いわけで、大学生は一人で複数社受けられる中で、高校生が一人一社しか受けられないというのは今の状況にはなかなかないなというのを強く感じます。

これを聞いていくと、かなり古い段階から一人一社制は慣行という形になっていて、変更も何もないという状況でありまして、一人複数社制、一人一社制度というものがどのように議論されて一人一社制度になっているのかについて、少し説明が足りなかったので伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） まず、毎年一人一社制については、先ほど申し上げました検討会議の中で話し合いをしております。

それで、今、一人一社制のメリットについては、競争をできる限り抑えて短期間で内定を得やすく、生徒の負担や学業への影響を抑えることができる、求人が少ない状況に陥った場合でも多くの生徒に比較的公平に応募の機会が与えられる、企業のことをしっかりと調べることで、生徒が希望する企業に応募することができるというメリットがあることと、令和三年度に調査したときには、企業では、今の制度については八四・六％、学校は九四・七％、おっしゃるように、生徒、保護者は少し低くて六三・六％なんですが、現状のままでよいという回答をいただいております。

今後、議員がおっしゃるように状況もいろいろ変わっていますので、その都度また協議しながら、これについては対応してまいりたいと思っております。

○議長（工藤慎康） 菊池議員。

○二十一番（菊池 勲） これは内閣府でも同様のアンケートを実施していて、事前では九割以上の人が一人一社制度を望むという回答が来ているんです。ただ、大事なのはその後で、高校生に就職した後に聞いたアンケートでは、三割以上の子供たちが、実は一人複数社制度のほうが

よかったという回答が出てくるように、実際、就職してみるとやっぱりひっくり返っているというのが現状です。それぐらい今の売手市場の中で、子供たちが行つて会社を見てみないと中身は分からないのではないかなということを強く感じるのが今の制度でありまして、やはりもう少しアンケートもより精度を高く、そして多面的な形でやっていかないと、県外に一人一社制度で推薦されていってしまうと、その子供さんは本当は県内に行きたかったと思つたとしても、県内企業に触れることすらできないというのが現状の制度なんです。こういう制度はやはり少し改善していかないと、県内就職率が低いという青森県にとって、この辺から切り口を変えていくことが私は大事なのではないかなということを感じておりますので、ぜひ方法をもう一度見直していただいて、子供たちの就職先に県内が選ばれるような環境に教育委員会も協力していただきたいということを要望に代えさせていただきます。

最後に、知事に御要望させていただきます。

やっぱり人口減少というのが本当に進んでいく中で、大変な状況が続いていると私自身も認識しております。

ちょうどこの間、ある色紙を見たんです。それは阪神の野村監督の色紙でありまして、「念ずれば花開く」と書いておりました。これは坂村真民さんという有名な詩人の言葉を引用して書かれていたんですが、何かというと、目標を持つて、どんな困難にも負けずにそれを取り組み続けることが、ひいては目標を達成していくことでありまして、知事がずっと掲げている「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」がまさに知事にとつての念だとすれば、私たち自身もこの達成のために食欲に向かって、そして日々達成できるように考え続けていくことが一歩でも二歩でも近い将来なのかなと思っておりますので、その意味では、ぜひさらなるリーダーシップを発揮していただいて、今、青森県は抱える課題はたくさんありますけれども、青森県の今後の新時代のために頑張っていたきたいということを、エールになつてしまいました

が、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時四十分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十三番吉田ゆかり議員の登壇を許可いたします。——吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 無所属の吉田ゆかりです。議長のお許しをいただきますして、通告に従い、所感を述べながら質問に入ります。

初めに、津波避難対策についてです。

本年七月三十日に発生したカムチャツカ半島地震では、本県でも津波警報が発表され、県内では八戸市やむつ市など沿岸部を中心に十一市町村で避難指示が出され、十三市町村が避難所を開設し、最大で二千六百三十七人が避難しました。津軽海峡に面したむつ市大畑町の住民も車で避難された方が多く、避難所の一つである大畑中学校の駐車場はすぐにいっぱいになり、旧大畑高校跡地も車で避難される方のために追加で解放されました。

この地震の僅か数日前に、むつ市大畑地区の住民から、津波が来たら私たちはどこへ逃げればいいのか、津波タワーが必要なのではないかという声を聞いていたところでした。

そこで、次の三点について質問します。

一点目として、県内における津波避難タワーの整備状況について伺います。

二点目として、津波避難対策において津波避難タワーが重要と考えますが、津波避難タワーの必要性について、県の考え方を伺います。

三点目として、市町村が津波避難タワーの必要性を検討するのに当たって、県としてどのように支援していくのか伺います。

次に、漁港整備の推進についてです。

下北地域は県内でも有数の水産資源に恵まれています。漁業者数は減少傾向にあります。港湾インフラの老朽化や近年の気候変動による高波・豪雨被害が増加しています。漁業後継者の確保や地域活性化のためにも、安全で効率的な漁港整備が急務と考えます。

そこで、二点について伺います。

一点目として、下北地域における今年度の漁港整備の実施状況について伺います。

二回目として、本県水産業発展のために必要となる漁港整備について、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、本県における漁業振興についてです。

スルメイカについては、近年の漁獲量は記録的な低水準となっており、特に小型イカ釣り漁業は経営難に直面しています。燃油高騰、人手不足、資源変動が重なり、経営安定化策が急務となっています。サケについても漁獲量が急減し、河川の遡上数も減り、漁業者や加工業者への影響も大きくなっています。海洋環境の変化、回帰率の低下などの課題が深刻化しています。

そこで、三点について伺います。

一点目として、本県における近年のスルメイカ及びサケの漁獲状況について伺います。

二点目として、小型イカ釣り漁業の経営安定に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

三点目として、サケの漁獲量の回復に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、労働力確保に向けた県の取組についてです。

労働力不足が深刻となっています。県内事業者の労働力確保の一つの手段として、外国人労働者の雇用を検討する事業者からは、人手不足の中で日常の業務を行いながら、受入れに関する手続のために時間や労力

を割かれることの負担が重く、県や市町村の支援が必要との声が届いています。

そこで、二点について質問します。

一点目として、労働力不足が深刻化していく中、県は労働力の確保にどのように取り組んでいくのか伺います。

二点目として、青森県外国人材雇用サポートデスクの設置目的と業務内容について伺います。

次に、県立高等学校におけるアルバイトについてです。

以前から地元の事業者や保護者から高校生のアルバイトを自由にするべきとの声を頂戴しています。主な理由は、人手不足の解消、就職する前に社会性を身につけてほしい、学校の先生や保護者以外の地域の人と交流することで地域の実情を知る機会にもなり、視野を広げ、地域に愛着を持ったり、地域の課題解決や社会貢献にもつながる可能性があるためです。

そこで、二点について伺います。

一点目として、県立高等学校において、アルバイトの実施についてどのように定められているのか伺います。

二点目として、県立高等学校において、生徒が自由にアルバイトを行うことを認めるべきと考えますが、県教育委員会の見解を伺います。

次に、地域脱炭素の推進についてです。

二〇五〇年カーボンニュートラルの実現は、国全体の課題であるとともに、本県にとつても避けては通れない重要な目標であります。その達成のためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進といった施策はもちろん、地域に根差した市町村単位での取組が極めて重要であります。

しかし、現状を見ますと、市町村によっては人材や財源の不足などから十分に脱炭素の取組を進められないケースも見受けられます。国は地域脱炭素ロードマップを示し、自治体主導の取組を強調していますが、

実際には県の支援や調整が不可欠であると考えます。

そこで、二〇五〇年カーボンニュートラル実現のためには市町村が進める脱炭素の取組が重要と考えますが、県は、市町村による地域脱炭素の取組促進に向けて、どのように取り組んでいるのか伺います。

次に、アウトドアスポーツツーリズムの推進についてです。

本県は、豊かな自然環境や四季折々の風景に恵まれ、アウトドアスポーツに取り組むには全国屈指のポテンシャルを有しています。登山やトレッキング、サイクリング、カヌーやSUPなど、多様な体験を提供できる環境が整っています。こうした資源を観光や地域振興に結びつけるアウトドアスポーツツーリズムは、県内外の誘客拡大に加え、地域住民の健康づくりや交流促進にも資する重要な取組であります。

また、青森県の冬は厳しい気候ではありますが、スキーやスノーボード、スノーシューやイグルー作りなどの多様な雪上アクティビティが考えられます。

そこで、二点について伺います。

一点目として、アウトドアスポーツツーリズムの推進に向けた県の取組状況について伺います。

二点目として、アウトドアスポーツツーリズムの推進には冬季の取組も重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県内ローカル鉄道ネットワークの維持についてです。

本県には、弘南鉄道、津軽鉄道、青い森鉄道など、地域に根差したローカル鉄道が走っています。これらは通勤、通学や買物といった地域住民の生活の足として不可欠であるとともに、観光資源としても重要な役割を担っています。しかしながら、少子高齢化や人口減少に伴い利用者は年々減少し、経営環境は厳しさを増しています。

そこで、二点について伺います。

一点目として、ローカル鉄道連携・活性化事業の取組状況について伺います。

二点目として、将来にわたる県内ローカル鉄道ネットワークの維持に向けて、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、青い森鉄道の駅施設のバリアフリー化についてです。

県内ローカル線の利用者には、キャリーケースを引いた出張や旅行と思われる乗客や高齢者の方、体の不自由な方などがあります。エレベーターやエスカレーターのない駅では、大きく重いキャリーケースを持つて階段を上り下りしたり、御高齢の方やお体が不自由な方が大変な思いをしながら、ゆっくりと階段を上り下りしている様子を目にします。

誤ってキャリーケースが階段を滑り落ちてきた場面にも遭遇し、幸い事故には至りませんでした。国内や海外では階段やエスカレーターから滑り落ちたキャリーケースが人に当たってけがをするなどの事故も起きています。キャリーケースだけではなく、ベビーカーや車椅子を使用して移動する方のためにも、エレベーターの設置など駅のバリアフリー化が必要と考えます。

そこで、二点について伺います。

一点目として、青い森鉄道線の駅施設のバリアフリー化の現状について伺います。

二点目として、青い森鉄道線野辺地駅へエレベーターを設置するべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、下北地域の道路整備についてです。

下北半島は、本県が有する半島の一つであり、地理的に孤立性が高く、道路ネットワークの整備は、住民生活の利便性確保はもとより、物流、観光、医療搬送、さらには防災、減災の観点からも極めて重要です。

その中で、大湊Ⅱ期バイパスと白糠バイパスの整備は、地域住民が長年待ち望んできたものであり、早期完成が強く求められております。これらのバイパスの整備は、単なる利便性向上の問題ではなく、地域の存続に関わる喫緊の課題であると強く認識しています。

そこで、二点について伺います。

一点目として、国道三百三十八号大湊Ⅱ期バイパスの取組状況と今後の見通しについて伺います。

二点目として、国道三百三十八号白糠バイパスの取組状況と今後の見通しについて伺います。

次に、大間・函館航路の維持についてです。

大間―函館航路は、下北半島と北海道を結ぶ生命線であり、地域住民の生活や観光振興、災害時には避難航路ともなり得る重要な命の航路であります。特に下北地域においては、道路網や鉄道だけでは十分な代替手段がなく、航路が果たす役割は極めて大きいものがあります。

しかしながら、厳しい経営環境の中で航路の維持が危ぶまれています。もし航路が廃止されれば下北地域の孤立化はさらに進み、住民生活や観光振興、地域経済に甚大な影響を及ぼすことは明らかであります。そこで、二点伺います。

一点目として、大間―函館航路の維持に向けた県の対応について伺います。

二点目として、大間―函館航路の利用促進の取組について伺います。

次に、不妊治療に対する経済的支援についてです。

本県では、昨年度から全国に先駆けて、県内に居住する御夫婦などを対象に、公的医療保険の適用される不妊治療の自己負担額を全額助成する青森県不妊治療費助成事業を実施しており、また、今年度からは一般不妊治療も対象に拡充されました。

そこで、県が実施している不妊治療費助成事業の令和六年度と令和七年度の実績について伺います。

次に、あおもりキッズシッター利用支援事業についてです。

少子化や共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立は大きな課題となっています。こうした中で、本県ではあおもりキッズシッター利用支援事業を実施し、認定シッターによる託児サービスの利用に対する助成を行うことで、家庭の育児負担の軽減と子育て世帯の就労支援に取り

も考えられます。

そこで、次の三点について伺います。

一点目として、障がいのある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化を計画的に進めていく必要があると考えますが、県教育委員会の考えを伺います。

二点目として、現代の生活様式を踏まえた快適な生活環境を整備するため、トイレの洋式化を進めていく必要があると考えますが、県教育委員会の考えを伺います。

三点目として、安全・安心な学習環境を確保するため、冷房設備が未設置の特別教室についても設置を進めていく必要があると考えますが、県教育委員会の考えを伺います。

最後に、A X、青森新時代ゼミナールについてです。

県が実施する、A X、青森新時代ゼミナールは、多様な分野の人材が集い、学び、議論し、新たな地域づくりや産業振興のリーダーを育成する取組であると認識しています。この事業が効果を発揮するためには、単なる研修や講座にとどまらず、受講者が地域や現場で活躍し、成果を生み出すところまでつなげることが不可欠です。そのためには、青森市内だけを会場とせず、県内各地の様々な場所を会場とすることで、今まで知ることのできなかった青森県の魅力や課題に気づくことや行動変容につながることが期待できると考えます。

そこで、A X、青森新時代ゼミナールの今年度の開催予定について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 吉田議員にお答えいたします。

私からは、まず、漁港整備にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

私は、漁獲量の低迷や養殖ホタテガイのへい死など、漁業経営が厳し

さを増す中で、本県水産業を持続的に発展させるためには、水産業を支える重要な基盤である漁港の整備を着実に進めていく必要があると考えております。

このため、青森新時代「農林水産力」強化パッケージのプロジェクトの一つに水産業の成長産業化に向けた拠点整備を掲げ、県が管理する四十一漁港のうち、令和十年度までに三十七漁港の整備を進めることとしております。

具体的には、漁業者の就労環境を改善するための陸揚げ場所への屋根の整備や漁船の大型化に対応した岸壁の整備のほか、災害発生時に被害を軽減するための防波堤のかさ上げや岸壁の耐震化などに取り組んでいるところです。

さらに、養殖業の成長産業化を支援するため、養殖に必要な用地や静穏な水域の確保に必要なとなる防波堤の整備にも取り組んでいきます。

続きまして、労働力の確保にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、若者の定着・還流や女性・シニア層などの潜在労働力の就業促進に加え、外国人労働者の雇用に関する相談対応や、副業、スポットワークの活用を後押しするなど、複合的に取組を進めることにより、各産業分野の労働力の安定的な確保を図ってまいります。

続きまして、冬季のアウトドアツーリズムの取組をどのように進めていくのかについてお答えいたします。

本県の冬季観光需要の底上げを図るため、県では、寒冷な気候と豊かな自然が作り出す氷の造形美や積雪の深さなど、本県の冬の特徴を生かしたアウトドアでの体験プログラムの創出や磨き上げ、商品造成の促進に向けて、引き続き、県内事業者やDMOと連携するとともに、認知度を高めてまいります。

また、海外向けには、現地の旅行博で県内のスキー場を紹介し、良質

なパウダースノーが楽しめることなどの優位性をPRするなど、スキーやスノーボードといったスノーアクティビティーを中心とした誘客拡大に取り組んでいきます。

続きまして、障がい者スポーツや文化芸術活動への参加促進についてお答えいたします。

私は、青の煌めきあおもり障スポ開催を契機として、視線入力を活用したeスポーツやアートなど、障がいの有無に関係なく誰もが参加し、交流できる活動を活性化させ、県民の皆様の障がいに対する理解や障がい者の皆様の社会参画を促進させるため、障害福祉行政を大いに前進させていきたいと考えております。

今後とも、市町村や関係団体などと連携しながら、障がい者スポーツや文化、芸術など、様々な分野において障がいのある人もない人も一緒に喜びを分かち合える共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 外国人材雇用サポートデスクの設置目的と業務内容についてお答えいたします。

昨年度、県が実施した外国人労働者の雇用に関する実態調査では、外国人労働者を雇用していない事業所は八五・四％でしたが、そのうち約六割が現在検討中または検討したいと回答し、外国人労働者の雇用に対する関心が高まっていることが分かりました。また、外国人労働者の雇用、定着に必要なこととして、雇用手続への支援、日本語教育の充実、事業者向け相談窓口の設置の回答が上位を占めました。

県では、こうしたニーズに対応するため、県内事業者向けの青森県外国人材雇用サポートデスクを設置することとし、来たる十月一日に県観光物産館アスパム内に開設いたします。

サポートデスクは、窓口で常勤する相談員一名と、県内各地で巡回相談を行う相談員一名の二名体制で、外国人材の雇用手続や受入れに向け

た環境づくりなどに関する相談対応のほか、出張セミナーの開催などを無料で実施し、県内事業者をサポートしていくこととしています。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問に順次お答えいたします。

まず、県が実施している不妊治療費助成事業の令和六年度と令和七年度の実績についてです。

助成実績について、令和六年度は、七月から実施している生殖補助医療への助成件数が五百五十件、助成金額が約四千二百二十万円となっております。

令和七年度は、八月末時点で助成件数が七百四十四件、助成金額が約五千四百八十六万円となっております。その内訳として、生殖補助医療への助成件数が六百七十二件、助成金額が約五千三百三十九万円と、既に前年度の実績を上回っております。また、令和七年度から新たに助成対象とした一般不妊治療への助成件数が七十二件、助成金額が約百四十七万円となっております。

次に、あおもりキッズシッター利用支援事業の事業開始から令和七年八月末までの実績の状況についてです。

県では、県が認証した事業者が派遣するキッズシッターの利用料の一部を助成するキッズシッター利用支援事業を令和七年六月から開始しました。令和七年八月末までに延べ十六世帯二十八人の児童の利用に係る助成金として、約四十九万円の交付決定を行っております。

次に、キッズシッターの利用普及に向けた取組についてです。

県では、本事業の開始に当たり、県の広報誌、テレビ広報、公式LINE、A—Tubeなどのあらゆる広報媒体を利用して積極的に情報発信を行ってきました。今後も、キッズシッターの利用普及のため、様々な機会を捉えて情報発信し、事業の認知度を高め、認証事業者及び利用者の増加に向けて取り組んでいきます。

最後に、五歳児健診の推進に向けた取組についてです。

五歳児健診の実施につきましては、実施主体である市町村において検討が進められており、県としましては、今年度中に市町村が抱える課題やニーズ等を具体的に把握するための実態調査を実施し、県として必要な対応について整理、検討することとしております。

県としましては、市町村において五歳児健診の実施に向けた検討がより積極的に進むよう働きかけていきます。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 御質問七点についてお答えいたします。

初めに、ローカル鉄道連携・活性化事業の取組状況についてです。

県では、県内ローカル鉄道ネットワークの将来にわたる維持、確保に向けて、連携強化の観点から、青森県ローカル鉄道連携会議を新たに設置し、関係者の連携体制の構築を図っているところであり、六月には県内鉄道事業者が合同参加した安全訓練が初めて実施されました。

また、利用促進の観点から目標を上回る五千名以上の申込みがあった遠足等でローカル鉄道を利用する場合の運賃無償化、多言語サイト制作や台湾インフルエンサー招聘による国内外への情報発信、旅行商品造成の働きかけなども進めています。

経営改善への支援の観点からは、津軽鉄道が担う広域交通機能の将来にわたる維持に向け、利用状況や住民意向の調査、分析をしており、今後、沿線関係者と共に対応策を検討していくこととしています。

次に、県内ローカル鉄道ネットワークの維持に向けて、今後どのように取り組んでいくのかについてです。

県内ローカル鉄道は、県民の日常生活や地域の経済活動を支える社会インフラとして重要な役割を果たしており、令和五年三月に策定した青森県地域公共交通計画においても、広域連携軸として将来にわたり維持を図ることとしております。

このため、各鉄道事業者の実情に応じて各社ごとに対処することのみ

ならず、ローカル鉄道関係者間を県がコーディネートすることによって、安全の確保や魅力発信、子供や訪日観光客などの新規需要の獲得、人材確保などに関係者全体で取り組むことを進めながら、将来にわたるネットワークの維持、確保を図ります。

次に、青い森鉄道線の駅施設のバリアフリー化の現状についてです。青い森鉄道線については、高齢者や観光客など、誰もが安全かつ快適に駅施設を利用できるように、国の基準に基づき、地元自治体の意向等も踏まえながら、エレベーターの整備や音声案内等のバリアフリー化を実施してきているところです。

バリアフリー施設のうち、エレベーターについては、国の基準に基づいて、一日当たりの平均利用者が三千人以上である青森駅、八戸駅、青い森鉄道開業前から設置されている三沢駅に加え、駅舎を新設した筒井駅、野内駅、地元自治体の要望、協力を得て整備した浅虫温泉駅の六駅に設置しております。

次に、野内地駅へのエレベーターの設置についてです。

野内地駅は、JR東日本大湊線との乗換駅ですが、一日当たりの平均利用者が約千三百人と、国の整備基準である三千人以上に達しておらず、現在、車椅子昇降機があるものの、エレベーターを設置していない状況となっております。

エレベーターの整備につきましては、浅虫温泉駅と同様、利用状況や地元自治体の意向等が重要になると考えております。

続きまして、大間―函館航路の維持に向けた県の対応についてです。

大間―函館航路は、大間町が船舶を保有し、津軽海峡フェリー株式会社が指定管理者として運航を行っています。津軽海峡フェリー株式会社が困難であることから、大間町では、津軽海峡フェリー株式会社に対し、令和六年度から十年度まで、運航に係る費用のうち、燃料油費、修繕費、入渠費、船舶保険料を指定管理料として支払うこととしています。

県は、下北地域の振興と地域住民の生活航路としての役割を担う同航

路を維持するため、令和六年度に大間町が支払う指定管理料の一部を支援したところであり、令和七年度においても同様に支援することとしております。

次に、大間―函館航路の利用促進の取組についてです。

県では、今年度、国内外の旅行客のさらなる取り込みに向けて、県外の旅行会社やインバウンド向けに宿泊や交通などの手配を行うランドオペレーターを対象としたファミツアーを実施しています。

また、本航路の魅力発信を目的として、劇場版アニメとタイアップした船内アナウンスの放送、フオトスポットの設置、記念ポストカードの配布等のイベント企画を実施しております。

県としては、本航路の維持に向け、北海道道南地域との広域観光を促進していくことが重要と考えており、引き続き、運航事業者や下北地域の市町村等と連携を密にしながら、利用促進に取り組んでいきます。

次に、AX・青森新時代ゼミナールの今年度の開催予定です。

本ゼミナールは、二十代から三十代の若手社会人を対象に、本県の新たな未来を切り開き、青森大変革に果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを目的として、昨年度から開催しております。

今年度は、昨年度に引き続き、全体テーマを「青森大変革に向けた自己変革く地域・社会を自分ごと化する」とし、ゼミ生二十四人で今月からスタートしたところであり、毎回著名な講師陣による講義及びグループワークを実施するとともに、全五回のゼミナール終了後には成果報告会を予定しております。

実施に当たっては、昨年度よりゼミナールの開催回数を一回増やすとともに、受講生に県内各地域のことをより広く知ってもらう観点から、青森市以外の会場で実施する回を設けるなど、内容の見直しを行っております。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 地域脱炭素の推進について、市町

村の取組促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

地球温暖化対策は、県民一人一人が自分事として取り組んでいく必要があり、常日頃、県民に身近に接している市町村の役割が重要であると認識しております。

このため、市町村に対しては、昨年十月から専門家や関係機関で構成するあおもり地域脱炭素支援チームによる伴走支援を行っているほか、今年度は市町村長などを対象としたトップセミナーの開催や、脱炭素に取り組む体制構築のためのセミナー、ワークショップを県内の三つの市町と共催し、実施しているところでございます。

県といたしましては、市町村による地球温暖化対策の取組が促進されるよう、引き続き専門的知見やノウハウの提供等に取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） アウトドアスポーツツーリズムの推進に向けた県の取組状況についてお答えいたします。

県では、旅行の中で本県ならではの自然景観に親しみながら運動を楽しむアウトドアスポーツツーリズムを推進しており、トレッキングやカヤックなど、アクティビティの充実を図るとともに、県内の様々なアウトドアでの体験プログラムを集約し、ウェブサイトやSNS、リーフレットで広くPRしています。

また、海外向けには、現地旅行博やSNSにおいて、トレッキングコースやゴルフ場等を情報発信しているほか、旅行商品にアウトドアスポーツが組み込まれるよう、海外の旅行会社の県内視察の充実、強化に取り組んでいるところでです。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問四点にお答えいたします。

まず、下北地域における今年度の漁港整備の実施状況についてです。県では、今年度、下北地域において、県が管理する十四漁港のうち、

十三漁港で岸壁や防波堤の改良工事など、整備を進めています。

具体的には、東通村の白糠漁港において、漁船の大型化に対応するための岸壁整備工事を、また、むつ市の大畑漁港では、防波堤を越える高波による漁船の破損や転覆を防止するための防波堤のかさ上げ工事を実施しています。

このほか、風間浦村の下風呂漁港ほか十漁港では、土砂の堆積により水深が浅くなった泊地のしゅんせつや、老朽化が進む岸壁の補修工事などを実施しています。

続きまして、本県における近年のスルメイカ及びサケの漁獲状況についてお答えいたします。

県が実施している海面漁業に関する調査では、本県におけるスルメイカの令和六年の漁獲数量は約五千トン、金額では約四十六億円となっており、前年と比較すると、数量、金額ともに横ばいであるものの、過去五年年平均との比較では、数量が約六三％、金額が約八三％と減少しています。

また、本県におけるサケの令和六年の漁獲数量は約百二トン、金額は約一億円で、前年と比較すると、数量、金額ともに半減しており、過去五年年平均との比較でも、数量が約一一％、金額が約一四％と大幅に減少しています。

次に、小型イカ釣り漁業の経営安定に向けた県の取組についてです。県では、今年度から小型イカ釣り漁業の経営安定を図るため、操業の効率化や漁法の複合化などに向けた取組を進めています。

具体的には、操業の効率化に向けて、同じ船団の漁業者間で詳細な操業位置や漁獲情報を共有できるよう、県内外のスルメイカの漁獲情報などを配信するICTスルメイカ漁獲情報管理システムの機能強化を進め、操業情報の見える化を図っています。

また、漁法の複合化に向けては、イカ釣り漁業と一本釣り漁業を組み合わせるなど、現在、複合化に取り組んでいる漁業者の経営分析を行い、

複合化の事例を所得向上プログラムとして取りまとめ、小型イカ釣り漁業の経営安定や所得向上につなげていきます。

さらに、新たな漁業資源としての可能性を検討するため、近年、本県沿岸域で漁獲されるようになったケンサキイカについて、漁獲状況の実態調査を進めています。

最後に、サケの漁獲量の回復に向けた県の取組についてです。

県では、多くの稚魚を育成し、放流するため、沿岸の定置漁業者に親魚を提供してもらうなどのほか、青森県さけます増殖流通振興協会と連携し、他道県からの卵の供与を通じた稚魚の確保に取り組んでいます。

また、大型の稚魚を生産するため、県産業技術センター等と連携し、ふ化場を運営する漁協に対して、低密度での飼育管理や脂肪分の高い餌の給与を指導しているほか、加温による稚魚飼育期間の短縮技術の普及を進めるなど、サケの漁獲量の回復に向けて取り組んでいるところです。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） まず、下北地域の道路整備につきまして二点御質問をいただきました。

まず、国道三百三十八号大湊Ⅱ期バイパスの取組状況と今後の見通しについてでございます。

国道三百三十八号大湊Ⅱ期バイパスは、海上自衛隊側の一・一キロメートル区間と、むつ市街地側の二・六キロメートル区間とを合わせた計三・七キロメートルを事業区間としております。

海上自衛隊側の区間は、土地収用法に基づく用地取得が既に完了しており、着実に工事を進めている状況です。

また、むつ市街地側の区間は、事業に必要な用地の約九七％を取得済みであるほか、任意による取得が困難と判断した約百名の関係者が存在する用地についても、青森県収用委員会への土地収用法に基づく裁決申請が昨年七月に完了し、今後は用地の取得が進むことを見込んでおりま

す。

次に、国道三百三十八号白糠バイパスの取組状況と今後の見通しについてでございます。

国道三百三十八号白糠バイパスは、南側三・八キロメートルのⅠ期工区を平成二十四年十二月に部分供用しており、現在は北側二・九キロメートルのⅡ期工区で事業を実施しているところです。

現在進めているⅡ期工区について、これまでに八割を超える用地取得が完了しているほか、任意による取得が困難と判断した約千八百名の関係者が存在する共有地についても、土地収用法に基づき、昨年十二月に事業認定を申請し、今年二月に認定されました。

このバイパスは令和十四年度までの完成を目標としており、今後は、業務量の増加が見込まれる用地取得業務の体制づくり、必要な事業費確保及び工事進捗管理などの事業マネジメントの下で着実に進捗を図ってまいります。

次に、こども・子育て世代にやさしい歩道・休憩施設整備事業について、県はどのように取り組んでいるかについてお答えいたします。

県では、昨年十月に公表したこども・子育て「青森モデル」において、令和十一年度までに取り組むメニューの一つに、子供を連れた外出の支援や子供目線で進めるまちづくりなど、ハード面からの子育て環境整備を掲げております。

これを受けて、県土整備部といたしましては、県が管理する道の駅、ゆとりの駐車帯及び河川公園の休憩施設におきまして、妊産婦等が優先利用できる思いやり駐車場の整備、おむつ交換台の設置やトイレの洋式化などのリニューアル工事を順次進めていくこととしており、今年度は国道三百三十八号むつ市川内町のゆとりの駐車帯など、十二か所の施設で設計や工事を進めております。

また、小・中学校や図書館などの子育て関連施設の周辺エリア一帯において、道路管理者が連携して歩道の損傷箇所や段差などを一体的に修

繕する新たな取組にも着手しており、現在、関係市町村と実施箇所や整備スケジュール等について調整を進めております。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 津波避難対策に係る御質問三点のうち、初めに、津波避難タワーの整備状況についてお答えします。

市町村では、浸水想定等に基づく避難対象地域の中で、津波到達予想時間までに地域外に避難できない住民等が緊急的に避難する場所を確保するための対策の一つとして津波避難タワーを整備し、指定緊急避難場所として指定しています。

県内においては、平成二十六年十一月に五所川原市が二基、平成二十七年九月に八戸市、同年十二月においらせ町がそれぞれ一基、合計四基が整備されています。

次に、津波避難タワーの必要性についてお答えします。

津波の発生に際しては、迅速かつ適切な避難行動を取ることににより、人命に対する被害を相当程度軽減できると見込まれます。

一方、地形や道路の状況等によつては津波到達予想時間までに避難することが困難な地域もあります。

当該地域の住民等が避難する場所を確保するための対策としては、近隣の公共施設や民間施設を津波避難ビルとして指定することが基本となりますが、こうした施設がない場合は、鉄道、道路の高架部分等の活用や人工的な高台の設置などとともに、津波避難タワーの整備も有効な対策の一つと認識しています。

最後に、津波避難タワーの検討に係る支援についてお答えします。

県では、市町村における迅速かつ円滑な津波避難の確保を促進するため、津波避難計画策定指針を作成し、計画の策定等を支援するとともに、津波避難対策検討会を開催し、最新の知見に係る情報共有などを行ってきたところです。

令和六年度に県が市町村を対象に実施した調査によると、津波避難タ

ワーが必要であるが、財源やノウハウ不足等のため整備が困難、タワーが必要かどうか不明との回答が多かったことから、県では、他県の先進事例を調査の上、今年度の検討会において、財源確保の手段や整備に係るノウハウ等について情報提供したほか、今後は津波避難タワーの設計に係る手引を作成することとしています。

県としては、津波避難タワーの整備検討も含め、市町村の津波避難対策の充実について、引き続き、助言等の支援を行ってまいります。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問五点にお答えいたします。

まず、県立高等学校におけるアルバイトの規定についてです。

県立高等学校におけるアルバイトの実施については、各校の実情に応じて校長が校内規程で定めています。

規定の内容は、学校の教育目標の実現という観点から、必要かつ合理的と認められる範囲において定められており、長期休業中に限ってアルバイトを認めていたり、家庭の経済的な事情により平日も認めていたりするほか、学校生活に支障がない範囲で日常的に認めている学校もあります。

次に、県立高等学校において、生徒が自由にアルバイトを行うことに對する見解についてお答えいたします。

県立高等学校のアルバイトの実施については、校内規程で定めるものであることから、各校の実情に応じて校長が適切に判断するものと考えています。

なお、現状としては、アルバイトの実施について許可制から届出制に移行するなど、より弾力的に対応している学校もあります。

次に、学校施設のバリアフリー化に係る考えについてお答えします。

県立学校施設のバリアフリー化については、これまで校舎の改築や大規模改修等の機会を捉え、計画的に整備を進めてきたほか、特別な配慮が必要な児童生徒が入学する場合には、個別の状況を確認した上で、必

要な対応を行ってきました。

また、全ての県立学校に車椅子使用者等に対応した多目的トイレを設置することとし、今年度中に整備を完了する予定としており、引き続き、安全・安心で誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化を進めていきたいと考えています。

次に、トイレの洋式化に係る考えについてお答えします。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、トイレを含め、適切な環境を保つことが重要であることから、県立学校においては、校舎の改築や大規模改修等の際に、洋式トイレの整備についても取り組んできました。

また、今年度から洋式トイレの設置率が低い県立高校を対象として計画的に整備を進めているところであり、引き続き、現代の生活様式に即した快適な環境づくりに努めていきたいと考えています。

次に、冷房設備が未設置の特別教室への設置に係る考えについてお答えします。

県立学校における特別教室の冷房設備については、これまでコンピューター教室や音楽室に設置してきました。

冷房設備が未設置となっている特別教室については、身体的な負担への配慮を特に必要とする児童生徒が在籍している特別支援学校への設置を優先して進めることとしており、今年度から設計に着手しています。

今後とも、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学習・生活環境の充実に努めていきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 御答弁ありがとうございます。

五歳児健診について再質問したいと思います。

五歳児健診を実施している県内市町村数及び五歳児健診の実施に当たっての主な課題について伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 五歳児健診を実施している市町村は、令和七年八月末時点で弘前市、つがる市、三戸町、東通村、風間浦村、佐井村、新郷村の七市町村となっております。

県が令和六年度に実施した市町村に対する調査では、五歳児健診を実施していない主な理由として、一つとして、健診を担当する小児科医師の確保が困難であること、二つとして、健診の結果、発達障がい疑いがある等と認められた場合に、紹介先となる医療機関等が限られていること、三つとして、保健師、管理栄養士、臨床心理士といった専門職の確保が困難なことといった課題が挙げられております。

○副議長（齊藤 爾） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。ちょっとまだやはり少ないのかなと思っております。医師不足ですとか、専門職の方が不足している、また、そこで診断されても受皿がないといった課題も私も耳にしておりますが、やはり早期に特性を見つけて適切な支援につなげるということはとても大切なことだと思っておりますので、課題は多くありますけれども、何とか必要な支援につないでいけるような取組強化をお願いしたいと思います。

次に、要望になりますけれども、県内ローカル鉄道ネットワークの維持についてです。

県内の鉄道ネットワークを考える際には、ＪＲ東日本との連携も極めて重要と考えています。青い森鉄道は、もともとＪＲ東日本から経営分離された路線であり、ＪＲ在来線との接続は県民にとって欠かせない交通の動脈となっています。こうした中で、ダイヤの調整や利便性の向上、運行コストの負担の在り方など、県とＪＲ東日本がどのように連携を深めていくのかが問われていると考えています。

例えば、下北管内から鉄道を利用して青森市内の施設、先ほど教育旅行のお話もありましたので、浅虫水族館を訪れる場合には、ＪＲ大湊線

を利用し、野辺地駅で青い森鉄道に乗り換える必要があります。県内ローカル鉄道沿線外の住民の機会の損失や格差を生まないためにも、ＪＲ東日本とのさらなる連携が重要と考えますので、連携強化の取組を要望しまして、質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。
午後二時三分休憩

午後二時十分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十二番高畑紀子議員の登壇を許可いたします。——高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 新政未来の高畑紀子です。議長のお許しをいただき、所感を交えながら質問させていただきます。

本日は、実りの秋の訪れとともに、青森県の豊かな自然と歴史、そして地域の活力に改めて思いをはせる機会とさせていただきます。朝晩の冷え込みが感じられる中、農作物が豊かに育ち、収穫する様子は、今年度も県内の多くの農業に従事する皆さんが懸命な努力を重ねたあかしと存じます。また、季節の変わり目に当たり、自然環境の変動や気候変動への対策がいよいよ重要な課題となっております。

私たちが未来に向けた持続可能な地域づくりを考える上で、地域の基盤を支える雇用、子供たちの健やかな成長、そして、多様な世代が安心して暮らせる社会の実現は避けて通れない課題です。近年、青森県内では産業の多角化や観光振興といった取組が進められておりますが、一方で、特に若年女性の県内定着及び還流といった将来を担う大切な人材の流出が懸念されている状況にあります。

このような背景の中、私も地域を支える一員として、また、未来を担う世代に豊かな社会を引き継ぐために、県政発展のために質問してまいります。

今年の八月、九月は、男女共同参画や女性のウェルビーイングに関するセミナーなどに参加する機会が多くありました。主なものとして、議員派遣をしていただいた先月八月二十六日、女性議員研究交流大会があります。初めての開催だったのですが、当日は全国の女性都道府県議会議員百二十九人、延べ二百五十六人、当県では七名全員が出席いたしました。

少し内容を説明いたしますと、基調講演は、衆議院議員で元女性活躍担当大臣の野田聖子氏でした。特に印象に残っているお話は、かなり簡単に要約しますが、人口減少が加速している中であるが、これまで女性は子供を産もうと思っても産めなかった、産みたいと思ったのに産めなかった、女性がこうあったかった、こうしたかったという声を上げられなかった、上げにくかった、この原因を突き詰めていくことが世の中を変えるというお話でした。野田氏は、圧倒的に男性が多い国会議員の中の女性議員としての悩み、やりにくさ、仕事、子供、家事、セクハラ、パワハラなどの経験談を交えてお話をされ、多くの女性都道府県議会議員から共感を得ていました。

各界で活躍する女性による鼎談では、日本経済団体連合会ダイバーシティ推進委員会企画部長であり、三井住友銀行代表取締役兼副頭取執行役員の工藤禎子氏、内閣府男女共同参画局長の岡田恵子氏、慶應義塾大学法学部政治学科教授谷口尚子氏の三名がお話しされました。経団連の工藤氏は、根強いジェンダーバイアスのギャップ、ジェネレーションギャップの取組が大事と話され、内閣府男女共同参画局長の岡田氏からは、直近の男女共同参画の現状と課題の資料を提示し、単身世帯では生活時間の比率が男女ともに大きな違いはないものの、結婚すると生活時間の比率、女性の家事、育児の時間が大きく増えるという傾向値、仕事、家事、育児、健康課題の現状と課題が示されました。慶應大学の谷口氏からは、男女の対立にならないよう、性別を乗り越えて話し合える社会にすることが必要と話されていました。

また、九月六日、七日の二日間は、青森県も支援している女性リーダーの人材育成とネットワーク化を目指している奥入瀬サミット二〇二五に参加しました。講演には、日本テレビに女性総合職第一号として入社し、マスコミ初の女性警視庁詰め記者で、日本テレビ開局七十周年ドラマ「テレビ報道記者」ニュースをつないだ女たち」のモデルの一人で、日本女性ウェルビーイング学会代表理事、日本女性財団の理事として女性活躍に資する活動をしている笹尾敬子氏のお話などを伺いました。テーマは、「あなたのウェルビーイングな人生百年時代のために」知っておくとこんなに違う十のこと」。その十のうち、一番目は、ヘルスリテラシーの向上を挙げていました。後に述べますが、女性の健康上の不調による経済損失や、漢方薬で有名な株式会社ツムラが行った調査で、二十代から五十代の女性八割が不調を我慢して仕事や家事をしているという実態も伺いました。笹尾氏の話で特に共感したのは、男女共同という言葉ではなく、男女平等、男女公平という価値観を大切にしたいという言葉でした。

元広島県教育委員会教育長の平川理恵氏は、男女平等という言葉ではなく、ジェンダー平等という意識を高めたいというようなお話もされていました。

私自身は、男性も女性もLGBTQプラスも、お互いの個性を尊重し合い、認め合う社会が大切と考えております。これらの有識者の講演も参考に質問していきます。

経済産業省は、二〇二四年二月に、女性特有の健康課題による社会全体の経済損失の試算結果を公表しました。数字は総額で年間三・四兆円、逆に、日本のあらゆる企業がその支援に取り組むと、ポジティブインパクトは最大で年間約一・一兆円との試算も併せて報じられました。これを解消することで、人材定着、生産性向上に期待できると言われています。これは、企業だけではなく、全国都道府県自治体、青森県にも言えることと思います。

そこで、一項目めの質問は、若年女性の県内定着・還流の促進についてです。

現代社会において、若年女性の県内定着・還流は、地域の持続的発展にとって極めて重要な課題であります。少子高齢化が進む中、若い世代が県を離れる背景には、就業機会や生活環境、支援体制など様々な要因が複雑に絡み合っており、その一端が県内全体の活力低下につながっていると考えます。

そこでまず、二〇二四年度版青森県社会経済白書における本県若年女性の人口移動の現状とその要因について伺います。

次に、若年女性の県内定着・還流を促進するために、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

二項目めは、健康づくりの推進についてです。

活力ある青森県になるには、何より県民の健康が大切です。昨年三月に策定された第三次青森県健康増進計画では、一、県民のヘルスリテラシーの向上、二、ライフステージに応じた生活習慣等の改善、三、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、四、県民の健康を支え、守るための社会環境の整備を基本的な方向としていますが、そこで、一点目として、第三次青森県健康増進計画の進捗状況について伺います。

冒頭にも述べましたが、女性特有の健康課題の経済損失は年間三・四兆円、内訳として、女性特有の月経随伴症は〇・六兆円、更年期症状一・九兆円、婦人科がん〇・六兆円、不妊治療〇・三兆円です。参考として、男性特有の健康課題の損失は、前立腺がん〇・〇六兆円、更年期症状一・二兆円の一・二六兆円です。この結果から見ても、本県でも女性の生涯健康のための取組が必要と考えますが、県の見解を伺います。

三項目めは、産後ケア事業について伺います。

分娩できる病院が減り、妊産婦さんが町村から市部へ一時間以上かけて通院するという現状がある一方、周産期医療側では病院数の減少、医師不足などもあり、出産する環境も厳しい状況下にあります。

近年、少子化対策の一環として、出産後の女性の心身のケアは、母子の健康維持や家庭の安定、そして、地域全体の将来を左右する重要な施策であります。

県外から南部町に移住し、妊産婦さんのケアなど女性や子供に関わる理学療法を伝え、支援していらっしゃる理学療法士の方からお話を伺う機会がありました。だっこひも講座を実施しているそうですが、ほんのちよっとしたコツでママの腰痛改善や子供も快適にだっこされるそうです。また、骨盤底筋運動で尿漏れ予防など、産前産後特有の不調の改善の指導もされ、大変喜ばれているそうです。

出生率が上がっているフランスでは、妊産婦さんの尿漏れ予防や改善のため、骨盤底筋運動は当たり前のように行われているそうです。

そこで、当県でも産後ケアに関する事業をしていますが、一点目として、産後ケア事業の目的と市町村の実施状況について伺います。

第一子を出産した方の中には、出産後、体調不良で大変だったから第二子までは考えにくいと思っている方もいらっしゃるそうです。産後ケアの充実はますます大切と考えます。

そこで、二点目として、産後ケア事業の推進に向けた県の取組について伺います。

四項目めは、独り親家庭への支援について伺います。

独り親の住宅問題は何かというテーマで、住宅政策や居住福祉を専門にし、特に母子世帯の居住貧困を調査研究している追手門学院大学地域創造学部の教授からお話を伺う機会がありました。独り親世帯で、特に女性は収入が少なく上に賃料の負担が大きく、困窮している独り親が多いというデータでした。主に大都市圏での居住問題で、地方とは状況が違う面はありましたが、このお話を伺い、まず、独り親世帯の実態はどうなっているのか調べてみました。

独り親家庭は、経済的、精神的な困窮に直面するケースが多く、その支援体制の充実、地域社会全体の安定と将来の子供たちの健全な成長

に直結すると改めて認識しました。

そこで、令和六年度に実施した青森県親子等生活実態調査の主な結果について伺います。

独り親世帯は、両親世帯より収入が低い傾向があり、生活費、住居費、養育費、教育費など、負担に困窮している世帯も少なくありません。

そこで、独り親家庭の経済的な自立を支援するための県の取組について伺います。

五項目めは、八戸市の水産振興についてです。

八戸漁港は、昭和三十五年に、その利用範囲が全国的な漁港のうち、水産業振興のために特に重要であるとして、政令に定める特定第三種漁港の指定を受けて以来、漁港整備をはじめとして、魚市場の整備や背後施設の建設など、水産都市としての基盤整備が進められ、我が国の水産物の一大供給基地として発展してきました。

しかしながら、国際的な漁業規制の強化に加え、近年顕在化してきた海洋環境の変化など、様々な要因が重なり、漁獲量が減少しております。令和六年の取扱いは、数量約六万五千トン、金額約百二十八億円と、数量は最盛期の七・九％、金額では一三・七％の水準まで減少しており、漁業者の経営状況は、漁獲量の減少、燃油や生産資材の価格高騰の影響を受け、厳しい状況にあります。

そこで、主力である沖合底引き網漁業と中型イカ釣り漁業の許可隻数と水揚げ状況について伺います。

水産都市八戸と言われているようですが、これまで国の政策や国際情勢の影響を受けて変革してきており、特に昭和五十二年の二百海里漁業専管水域設定による国際減船開始や、平成二十三年に公表された我が国の海洋生物資源の資源管理指針において、沖合底引き網漁業の資源管理措置として実施した減船により、組合員数は十七名、所属船三十四隻、そのうち主力の底引き網漁船が十一隻、中型イカ釣り漁船が十五隻まで減少しております。さらに、喫緊の課題として、乗組員の高齢化と乗組員不

足、中でも使用船舶が大変古く、高船齢であるため、船舶の航行や漁業操業の安定確保、保守整備費増大の現状から、早期に解決しなければならぬ課題が山積しております。

そこで、沖合底引き網漁業と中型イカ釣り漁業の経営安定に向けた県の取組について伺います。

六項目めは、観光振興に向けた取組についてです。

本年、青森県、北海道、ＪＲにおいて、「ひと旅 ふた旅、めぐる旅。青森⇄函館」をキャッチフレーズとして、十二月より青森県・函館観光キャンペーンが実施されます。ホテル業に携わっていた私は、そのＪＲのステイネーションキャンペーンなどの大型イベントのときは観光客が増えることへの期待で、宿泊プランの検討、地元食材を使ったメニューの検討など、わくわくしながら対応し、仕事をしていたことを思い出します。

今回のキャンペーンは、冬の期間であり、観光客が減少する時期に行うということで、ホテル関係者をはじめ、観光業の方にお話を伺ったところ、大いに期待しているとのことでした。

そこで、一点目として、青函周遊観光の推進について。

令和七年度の青森県・函館観光キャンペーンに向けた県の取組について伺います。

次に、本県観光の振興を図るために、県は青函周遊観光の推進にどのような取組んでいくのか伺います。

当県への観光客が増えることは喜ばしいことですが、受け入れる側の体制も大変重要と考えます。初めて来県して満足し、一度限りで終わるのか、また来たいとリピーターになり、選ばれる青森につながるのか、とても大切です。

アメリカの心理学者アルバート・メラビアンの法則によると、初めて会う人の第一印象が好印象かそうでないかはほんの数秒で決まると言われています。それは、本県に訪れる観光客が初めて足を踏み入れた瞬

間を感じる青森という土地、雰囲気の影響も同じであると思います。これまで観光に携わる関係者は努力されていることと思いますが、改めて伺います。

観光施設等の受入れ観光づくりについて、誰もが安心して気兼ねなく旅行できる観光地を目指すため、県は、県内観光施設等における受入れ環境づくりにどのように取り組んでいるのか伺います。

七項目めは、無形民俗文化財の保存・継承についてです。

国指定の重要無形民俗文化財は、ほとんどの方が御存じのとおり、青森市のねぶた、弘前市のねぶた、八戸三社大祭の山車行事、八戸市のえんぶりなどがあります。これら国指定の文化財は、ある程度の支援があり、保存、継承を行っていることと思います。

他方、地域に根差した県内各地の無形文化財は、保存、継続に資金的、人的な課題が多く、厳しい状況に置かれていると聞いています。

例えば、八戸三社大祭の中日に開催される加賀美流騎馬打毬は一八二七年から行われ、今年で百九十八年続いていることになります。二年後の二〇二七年で二百年を迎えます。宮内庁、山形市の豊烈神社、そして八戸市の三か所で行われており、その中でも八代將軍徳川吉宗公が復興した形式をそのまま伝えているのは、八戸市の騎馬打毬です。

現実の課題として、在来馬の確保が大変です。現在使用している馬は、人間で言うところと八十歳。八十歳のおばあちゃんが走って武芸を皆さんに披露しているという状況だそうです。今は作ることができない鹿の皮の伝統衣装の維持、修繕などの職人と資金面の不足、人材確保と育成など課題は山積と伺っております。特に馬の年齢を考えると、二百年目までのあと二年もつかどうかという危機的な状況にあると伺っております。

八戸藩南部家十六代当主南部光隆氏は、平素は関東方面で普通のサラリーマンをしながら自費で八戸市に何度も来られ、支援者と存続に向けた活動をしています。県内には、このように守り伝えたい文化財が多くあると思います。

そこで、県内の国指定及び県指定の無形民俗文化財の件数について伺います。

次に、無形民俗文化財の保存、継承に向けた県教育委員会の取組について伺います。

八項目めは、津波防災の取組について伺います。

今年は東日本大震災から十四年がたち、私は、本年三月九日に岩手県野田村の震災学習プログラムに参加してまいりました。この体験学習は、震災の伝承にとどまらず、「未来の「いのち」へ生かす」時速三kmの「震災学習」をテーマに、過去を振り返るだけでなく、未来を見据えた体験学習でした。時速三キロメートルは、津波の速度です。大津波に襲われ、大きくさま変わりした野田村の町のジオラマを眺め、これから歩く町がどのように思い出を持ちながら現在の町になったのか説明を伺い、防災ウォークで実際に歩いて回り、その場の空気を肌で感じました。

津波被害や復旧、津波を教訓に、町の再生は様々な工夫がなされてきました。津波防災公園の役割を持っている十府ヶ浦公園。ふだんは村民の憩いの場ですが、公園に沿って盛土がしており、三つ目の堤防機能と緩衝地帯の役割を担っていました。

私が特に注目したのは、震災当時は防潮水門開閉を手動で行っていたため、津波警報が出ているにもかかわらず、水門を閉めるために貴い命が奪われたことから、防潮水門は自動閉鎖になっていたことでした。

そこで、県が管理する防潮水門における水門自動閉鎖への対応について伺います。

次に、津波対応時における水門自動閉鎖の具体的な方法とその効果について伺います。

最後の質問です。県警察に対する感謝事例についてです。

六月議会では、前警察本部長から不適切事案に関する報告と陳謝がありました。また、安田警察本部長におかれましては、着任早々に常任委

員会において、県警察職員の不祥事について陳謝されました。県警察本部としても大変遺憾に思われたことと思います。

二千数百人を超える大半の警察職員は、昼夜を問わず、県民の治安を確保するために二十四時間体制で勤務しており、大変苦勞されていることは言うまでもありません。県民が平穩な暮らしを送れているのは、警察職員や治安維持を担っている方々の苦勞のたまものであり、一県民として感謝しているところです。県警察に感謝している県民は私以外にも多数いることは把握していますが、不適切事案に比べて感謝事例が公になることは少なく、県民が耳にすることはほとんどないのではないかと思います。

警察職員は、様々な形で一般市民と接する機会があります。その警察官が自身の職務に誇りを持って仕事に邁進してほしいと思っております。

そこで、令和四年以降の年ごとにおける県警察への感謝事例件数について伺います。

次に、感謝事例はどのような方法で県警察に届くのか伺います。

次に、最近の具体的な感謝事例について伺います。

最後に、今回、一般質問をするに当たり、御協力いただきました関係各位、日頃御支援をいただいている全ての皆様に感謝を申し上げ、壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 高畑議員にお答えいたします。

私からは、まず、若年女性の県内定着・還流を促進するための県の取組についてお答えいたします。

県では、若年女性が進学や就職を機に県外へ転出している状況を踏まえ、県内企業で活躍する女性社員が高校生や大学生に対し、生き生きと働くことができる職場環境や暮らしやすさなどについて、自らの体験を交えてPRするほか、県内で働く若者を社会人モデルとして、充実した

生活や仕事内容、県内企業の魅力を若者目線で紹介する事業に取り組んでおります。

また、県外からの若年女性の還流を促進するため、Uターン者が多い東京都や宮城県で開催される合同企業説明会に職員を派遣し、県内就職の魅力や移住に関する支援制度等を求職者にPRしているほか、十一月十六日には、移住に関心を持つ女性と先輩移住者との交流会を東京都で初めて開催いたします。

続きまして、第三次青森県健康増進計画の進捗状況についてお答えいたします。

当該計画においては、健康寿命の延伸と早世の減少を目標として定め、基本的な方向として、県民のヘルスリテラシーの向上、ライフステージに応じた生活習慣等の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、県民の健康を支え、守るための社会環境の整備の四つを据えています。

これまで、同計画に基づく取組を進めた結果、統計の公表等により数値が更新された三十一指標のうち、十歳の肥満傾向児の割合や、小・中学校におけるフッ化物洗口の実施率など、二十一指標が改善されており、今後とも、県民の皆様と共に目標達成に向けて着実に進めてまいります。

続きまして、青函周遊観光の推進にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

青函エリアは、縄文遺跡群などの歴史的な共通性を持つとともに、多様な文化、自然に恵まれた有望な観光圏です。このため、本年十二月から四か月間実施する青森県・函館観光キャンペーンでは、両地域の持つ多彩な魅力を強力にアピールしていきます。

私としては、このキャンペーンを通じてお客様の評価が、青函を周遊する旅の楽しさや観光地としての魅力を二層高めていくものと考えており、県や関係団体、DMO、事業者等が連携し、さらなる価値の創造

に向けて取り組み、引き続き、国内外に積極的に売り込むことで、青函周遊観光が本県の中核的な広域観光ルートの一つとなるよう、観光振興に取り組んでまいります。

次に、県内の観光施設等における受入れ環境づくりにどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

青森県観光戦略に掲げる多様な来訪者が快適に滞在できる環境づくりの推進に向け、県では、宿泊施設への専門家の派遣やビーガン食の開発、礼拝スペースの設置など、来訪者の価値観や多様性に対応するための支援体制を構築しております。

私としては、多様な価値観に配慮、対応したサービスの普及促進や、高齢者や障がい者も旅行を最大限に楽しめる環境づくりを進め、来訪者の満足度を高めることはもとより、誰もが安心して気兼ねなく旅行できる観光地の実現に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 青森県社会経済白書における本県若年女性の人口移動の現状とその要因についてお答えいたします。

本年四月に公表した二〇二四年度版青森県社会経済白書において、本県における若年女性の県外転出と転入の状況について分析しています。

まず、県外転出については、令和五年の転出超過率を見ると、十五歳から十九歳では三・二二％、二十歳から二十四歳では七・四四％となっており、全国的に見ても非常に高い値であること、また、その要因は、十八歳時の進学や就職、二十歳や二十二歳時の就職による県外転出の多さであることが分かりました。

一方、平成三十年から令和五年までの五年間に本県へＵターンした女性の分析から、Ｕターンの理由は、大学卒業後の二十二歳時の就職に加え、十九歳から二十一歳及び二十三歳から二十七歳は県外での退職、二十八歳及び三十歳では転職が多く、主に首都圏や宮城県からのＵターン

であったことが分かりました。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問四点にお答えいたします。

まず、産後ケア事業の目的と市町村の実施状況についてです。

産後ケア事業は、出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としており、市町村が実施主体となっております。

産後ケア事業の実施については、令和三年度から市町村の努力義務となっており、本県では現在三十九市町村が産後ケア事業を実施しております。なお、令和八年度からは全市町村で実施する予定となっております。

次に、産後ケア事業の推進に向けた県の取組についてです。

県では、令和三年度から令和六年度まで、県内の産科医療機関の職員や市町村の母子保健担当職員、県内看護養成施設の関係者を対象に、産後ケア事業推進交流会を開催いたしました。

また、九月二十九日に県内の産科医療機関、市町村、保健所、児童相談所等の母子保健担当職員を対象に、妊産婦のメンタルヘルスをテーマとした地域母子保健関係職員研修を開催し、多職種連携による妊娠から子育て期を通じた切れ目ない支援の在り方等について理解を深めることとしております。

次に、独り親家庭への支援のうち、令和六年度に実施した青森県親子等生活実態調査の主な内容についてです。

県では、県内における独り親家庭等の生活実態や福祉ニーズを把握し、独り親家庭等の福祉の増進と自立促進を図るための基礎資料を得ることを目的として本調査を実施し、県内の母子世帯四百六十五人、父子世帯八十五人から回答を得ました。

主な結果として、一つとして、年収は、母子世帯では年収二百万円か

ら二百五十万円未満の割合が最も多く、父子世帯では年収三百万円から四百万円未満の割合が最も多くなっていること、二つとして、就労形態は、母子世帯、父子世帯ともに正規職員の割合が最も多い一方、母子世帯ではパートやアルバイトなどの非正規職員の割合も多くなっていること、三つとして、住居の状況は、母子世帯では民間アパートの割合が最も多く、父子世帯では持ち家の割合が最も多くなっていること、四つとして、養育費の受給状況は、母子世帯の五七・一％、父子世帯の七七・二％が養育費の取決めをしていないことなどとなっております。

最後に、独り親家庭の経済的な自立を支援するための県の取組についてです。

県では、独り親家庭が経済的に自立し、安定した生活を送ることができよう、様々な支援を実施しております。

具体的には、一つとして、生活支援として、十八歳までの児童を養育する独り親に対する児童扶養手当の支給や、家事援助等を行う家庭生活支援員の派遣、二つとして、居住支援として、独り親世帯が入居する住居の家賃について、月額七万円を上限に最長十二か月の無利子貸付け、三つとして、資格取得への支援として、独り親が雇用保険制度の教育訓練講座を受講した場合にかかる経費の助成や、資格取得に当たり、独り親が養成機関で就業する期間の生活費として月十万円の助成、四つとして、養育費確保への支援として、令和六年度から公正証書の作成費用や養育費請求調停申立ての費用等への一部助成などがあります。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 女性の生涯健康のための取組について、県の見解についてお答えいたします。

県では、第三次健康増進計画に基づき、性別にかかわらず、全県民を対象とした取組を進めているところであり、目標の達成は、女性の生涯健康にも資するものです。

一方で、更年期等ライフステージに応じた女性特有の健康課題がある

ことも承知しており、国庫補助事業を活用し、女性の健康相談窓口を設置する市町村に対する支援を行っているほか、国民運動として展開されている女性の健康週間等の機会を活用し、市町村と共に女性の健康づくりに係る普及啓発を進めています。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 青森県・函館観光キャンペーンに向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、本年十二月から来年三月まで開催する青森県・函館観光キャンペーンに向け、首都圏の主要な駅で開催する物産・観光イベントをはじめ、デジタルサイネージの活用やポスター掲出、ウェブやガイドブック等での情報発信を強力に展開し、キャンペーン期間中の誘客を図ることとしています。

また、両地域が有する自然や歴史、文化、食、冬ならではの体験と、新幹線やフェリーを活用した周遊旅行商品の造成を促すため、首都圏等の旅行会社への働きかけを行っています。

このほか、台湾の旅行博で青函周遊観光のプロモーションを行い、台湾からの誘客拡大にも取り組んでいます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 八戸市の水産振興に関する御質問二点にお答えいたします。

沖合底引き網漁業と中型イカ釣り漁業は、漁業法による農林水産大臣許可漁業に指定されており、現在の県内における許可隻数は、沖合底引き網漁業が十三隻、中型イカ釣り漁業が十六隻となっています。このうち、八戸市内の漁協に所属しているのは、沖合底引き網漁業が十隻、中型イカ釣り漁業が十五隻となっています。

また、令和六年の八戸港における水揚げ状況について、近海でタラ類やスルメイカを漁獲する沖合底引き網漁業では、漁獲数量が約八千四百トン、漁獲金額が約三十四億円となっており、過去五か年平均と比べて、

数量は一一五％、金額は一二三％に増加しています。

一方、近海のスルメイカと北太平洋のアカイカを漁獲する中型イカ釣り漁業では、漁獲数量が約三千八百トン、漁獲金額が約三十億円となっており、過去五か年平均と比べて、数量は六六％、金額は八七％に減少しています。

次に、沖合底引き網漁業と中型イカ釣り漁業の経営安定に向けた県の取組についてです。

沖合を漁場とし、大型漁船を使用する沖合底引き網漁業と中型イカ釣り漁業では、燃料費の高騰が経営安定における大きな課題となっています。

そのため、県では、令和五年度から漁業用燃油価格等高騰対策緊急支援事業により、国の漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している漁業者を対象に、燃油価格の高騰分のうち、漁業者負担分の二分の一を支援しており、今年度も本議会において補正予算を提案しているところ です。

また、主要魚種のアカイカについては、県産業技術センター水産総合研究所が太平洋の沖合で資源調査を行っており、県はその結果を関係漁業者に情報提供することで、効率的な操業ができるよう支援しています。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 津波防災の取組に関して二つの御質問をいただきました。

まず、県が管理する防潮水門における水門自動閉鎖への対応状況についてお答えいたします。

県が管理し、津波の遡上を防止するためにゲートの閉鎖作業が必要となる防潮水門は、おいらせ町の明神川防潮水門など青森県上北県土整備事務所管内の太平洋沿岸に七か所ございます。

県では、これら全ての水門において自動閉鎖の対応を進め、昨年度に

工事が完了し、今年四月から運用を開始しているところでございます。次に、津波対応時における水門自動閉鎖の具体的な方法とその効果についてお答えいたします。

水門自動閉鎖の仕組みは、青森県上北県土整備事務所において、国の全国瞬時警報システム、いわゆるＪアラートを通じて、津波警報または大津波警報を受信すると、各水門の制御装置に閉鎖指令が伝達され、自動的にゲートが閉鎖されるというものです。

ゲートの閉鎖状況は、当該事務所の遠隔監視装置にて確認することができます。

自動閉鎖に対応したことで操作員による現地での対応が不要となり、その安全の確保が図られるとともに、迅速かつ一斉に水門を閉鎖できるようになりました。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、県内の国指定及び県指定の無形民俗文化財の件数についてです。

県内の国指定及び県指定の無形民俗文化財は、現在、国指定が八件、県指定が五十七件で、直近では、令和七年四月九日付で、むつ市の栗山太神楽を県無形民俗文化財に指定しています。

次に、無形民俗文化財の保存、継承に向けた取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、無形民俗文化財の保存、継承を図るため、本県にとって重要な民俗芸能等を県無形民俗文化財に指定し、用具の新調や修理等を支援しています。

このほか、後継者の育成と郷土愛の醸成を図るため、次代を担う子供たちが民俗芸能の活動成果を発表する場として、こども民俗芸能大会を開催しており、今年度は十月五日に下北文化会館で開催する予定です。

さらに、今年度は、民俗芸能団体の活動意欲向上と担い手確保のため、

あおり民俗芸能活性化大会「あおりプライド」未来へつなぐ民俗芸能」を県内四か所で開催し、出演団体のふだんの活動や大会当日の様子等をテレビ、ラジオで放送するほか、SNSで発信することとしています。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 県警察に対する感謝事例に関する御質問のうち、令和四年以降の年ごとにおける県警察への感謝事例件数についてお答えいたします。

統計として集約してはおりませんが、把握している件数としては、令和四年が七十六件、令和五年が八十九件、令和六年が五十八件で、令和七年は、八月末現在で四十六件となっております。

次に、感謝事例はどのような方法で県警察に届くのかについてお答えいたします。

各種警察活動に対する皆様からの感謝のお言葉は、対応に当たった警察署への直接の来訪、警察本部、警察署への電話やお手紙、青森県警察ホームページへのメール送信などにより寄せられております。

最後に、最近の具体的な感謝事例についてお答えいたします。

これまで、県警察には巡回連絡時における特殊詐欺被害への注意喚起、横断歩道における歩行者妨害の交通取締り、近隣住民の騒音トラブルの解決、窃盗事件の犯人検挙などの活動に対して感謝のお言葉が寄せられております。

そのほかにも、登校途中の小学生女兒が不審者に声がけされたとの通報を受け、捜査活動により不審者を特定し、解決に至らせたことに対してお礼のお手紙をいただいた事例、あるいは高齢の家族が行方不明になったとの通報を受け、捜索活動により短時間で無事発見し、保護したことに對して、直接警察署へ来訪され、お礼のお言葉をいただいた事例がございます。

○副議長（齊藤 爾） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問及び要望を述べながらお話をさせていただきますが、まず、津波防災の水門自動閉鎖を四月から運用されているということで、この間もカムチャツカ半島の地震によって津波ということもありましたが、そのときにもきつと安心して対応できたのではないかと思います。ですが、どうぞこれからも自動閉鎖に頼ることなくマニュアルも大切に、人の動きも緊張を持ってやっていただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、再質問ですが、まずは県警察の感謝事例についてでございます。

結構感謝事例が来ているということで、不祥事は数件ではありますが、これだけ日々地元のお巡りさんがみんなを守っているというのにも改めて感じたところではございますが、しかしながら、非違事案、不適切な事案があるたびに一生懸命働いている県警察職員は、県民などからもしかしたら誹謗中傷のような厳しいお言葉をかけられ、気持ちが萎えてしまうこともあるのではないかと思っております。

しかしながら、真面目に私たちの安全・安心を守ってくれる警察職員のモチベーションを保ち続けることはとても大変なことと思いますが、そこで、職員の業務に対するモチベーション向上のため、このような感謝事例をどのように活用しているか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 警察署等に寄せられた感謝事例につきましては、警察本部広報課で集約した上、事例概要をまとめた執務資料を作成して、定期的に各所属へ発出し、職員に対して指導、教養を行っております。

また、活動の内容や対応における労苦等により対応に当たった職員を警察本部長名の安全・安心功労賞として表彰するなど、組織全体の士気高揚に生かしております。

○副議長（齊藤 爾） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 今後も意識高揚に努めていただくようお願いいたします。

それではまず、独り親家庭への支援について再質問させていただきます。

独り親家庭の離婚前の夫という状況で、先ほど追手門学院大学の地域創造学部の教授による居住の貧困とか、そういうお話もさせていただきましたが、その教授の調べによると、いつどこで母子世帯が居住貧困に陥るのかという調査の中で、八割ぐらいが離婚前後に家を出るということと、同時に住宅確保が、先ほども父子家庭のほうが持ち家で、母子家庭はアパートということがありますが、そういう状況から貧困に陥ることが多いということになっています。それをその教授はプレシंगルマザーと言いい、離婚をまだしていない、離婚できていない、別居していても生活費をもらえていないというような籍の抜けないまま様々な公的な支援がプレというか、宙ぶらりんになっているという表現は失礼かもしれませんが、そういう状況で受けられない、なかなかそこに目が届かない、取りこぼされている状況もあると伺いました。

そこで、離婚前の夫と別居状態にある実質的な母子家庭への支援が必要と考えますが、支援に向けた県の取組について伺います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県では、各福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員が独り親家庭や離婚後を考えている方に対して、経済上の問題、就労に関する問題、養育費等に関する問題、児童の養育や教育に関する問題など、生活上のあらゆる相談に応じ、市町村とも連携して自立に必要な情報提供等の総合的な支援を行っております。

また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、生活の安定と自立促進を図ることができるよう、弁護士による無料法律相談を実施しております。

なお、DVを含む日常生活または困難な問題を抱える女性に対しましては、各福祉事務所に配置している女性等相談支援員や青森県女性相談支援センターが相談に応じており、必要に応じて被害者の一時保護や心のケアなど、自立に向けた支援を行っております。

○副議長（齊藤 爾） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） ぜひそのような方々への支援にも目を向けていただきたいと思いますし、女性専門の弁護士の方のお話によりまして、やはりそういう制度をなかなか受けられない方々への支援の相談も非常に増えていることですので、今後、各部署とも連携し、支援していただければと思います。

次の再質問は、健康づくりの推進についての二点目、女性の生涯健康のための取組が必要と考えるがというところにつながると思いますが、近年、女性の健康課題における解決策の一つとして、フェムテックとフェムケアが注目されています。フェムテックとは、フィメール（女性）とテクノロジー（技術）の造語で、生理や更年期などの女性特有の悩みを先進的な技術で解決することを指しています。

例えば、月経周期管理アプリで月経周期の把握により、自ら快適に過ごすための準備や対処が可能になる、またはオンラインによる相談や産婦人科受診では、受診までの時間が節約できるので、受診へのハードルも下がるなど、女性の健康課題解消の一步となるなどと言われています。

そういう中で、先ほども経済損失がかなり大きいという中で、今後、当県でも女性の働く場、活躍する場を推進していくためには、女性特有の健康課題の解消について、電子機器やソフトウェアなどの技術で解決する製品やサービスであるフェムテックの活用が効果的と考えますが、県の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 女性活躍・男女共同参画の重点方針

二〇二五では、女性特有の健康課題をテクノロジーで解消するフェムテック分野も含め、国においても目指す姿に向けて、複数の関係府省庁間が検討を進めるとされています。県でも、関係課が複数部局にわたることも予想されることから、国の動向を見据えながら、必要な検討を進めてまいりたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 引き続き、前向きによりしくお願いします。

今回は女性という目線で、かなり女性の健康とか、女性の活躍というお話をしましたが、特に女性に偏っているということではなく、男性も女性もお互いに理解し合い、支え合い、生活していくことがよりよくなるという観点で、まだまだ女性が活動の場に進出していない、ジェンダー指数も先進国の中でも下位という中で、やはりこれを進めることが必要と思います、お話をさせていただきました。

そして、最後に要望させていただきましたけれども、八戸市の水産振興についてでございます。

昨日の地元紙には八戸機船漁業協同組合が財政支援を八戸市に要望したと載っております。先ほどもセーフティネットで原油の高騰もあるために今回も支援してくださっているということではありますが、要望書の中では、船価が高止まりの状況であり、国の補助事業の適用を受けたとしても、東日本大震災の復興過程にある漁業者にとっては償還は厳しい状況とあり、熊谷市長は、漁船漁業の再生を図らずして浜の再生はない、できるだけのことを考えていくと前向きに述べています。どうか本県においても、八戸市同様、前向きに、共に考えていただき、水産漁業の振興にもお力添えいただくことを要望し、私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後三時十分休憩

午後三時三十分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十九番和田寛司議員の登壇を許可いたします。——和田議員。

○十九番（和田寛司） 自由民主党の和田寛司でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

最初は、本県の廃棄物行政に係る業務執行体制についてです。

廃棄物に係る業務は、私たちの生活や事業活動などによって発生する廃棄物を適正に処理し、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために欠くことができない各自治体における重要な業務となっております。

昨今の廃棄物行政の状況を見ると、発生した廃棄物の適正処理のほか、家庭や事業活動における3Rの取組の普及、人口減少に対応したごみ処理方法の検討、老朽化する廃棄物処理施設の更新、プラスチックごみなどの海洋ごみの発生抑制、激甚化する自然災害により大量発生する災害廃棄物の処理など、様々な課題があります。

これらの課題に対応していくためには、国、県、市町村、事業者、そして県民など、あらゆる主体が適切な役割分担の下、連携、協働して取り組んでいく必要があるとともに、本県における廃棄物行政に係る業務執行体制についても一層強化していく必要があると思います。

そのような中、県では、本年度四月に環境エネルギー部の組織改正を行ったとのことですが、

そこでお伺いします。

令和六年度の業務執行体制と令和七年四月に行われた組織改正の概要について伺います。

次に、循環型社会形成の推進についてです。

令和六年八月、国が策定した第五次循環型社会形成推進基本計画において、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会様式につながる一方通行

型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することとしており、今後は循環型社会の形成に向けて、資源生産性、循環利用率を高める取組を一段と強化する必要があるとされております。

本県的一般廃棄物であるプラスチックごみ、食品廃棄物は、それぞれ可燃ごみ全体の約三割を占めているほか、バイオマス系の未利用資源が豊富に存在しています。プラスチックごみについては、令和四年四月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、いわゆる製品プラスチックの分別収集と再商品化に努めることとされており、また、食品廃棄物やバイオマス系の未利用資源を含めた廃棄物について、地域の実情に応じた活用方法を検討することは、地域経済を活性化させ、魅力ある地域づくりにつながるものです。

本県においても、循環経済の考え方を念頭に置きつつ、地域性を生かした循環型社会の形成を目指すことが必要であると考えます。これまでも何度かお聞きしてきた点がありますが、今回も二点質問させていただきます。

一点目として、循環型社会形成の推進に向けたこれまでの県の取組について伺います。

二点目として、循環型社会形成の推進に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、令和七年八月の大雨被害を踏まえた対応についてです。

近年は気候変動の影響もあり、大雨による災害が頻発化、激甚化しており、全国各地で大規模災害による甚大な被害が相次いでいます。今年も八月以降、度々大雨に見舞われましたが、八月十九日から二十一日にかけての大雨では、十和田市休屋の二十四時間降水量が観測史上最大の二百四十六ミリメートルを記録しました。道路への倒木や土砂流出により、十和田市の焼山地区から宇樽部地区までの国道百二号、百三号では長時間にわたって通行止めとなりました。この間、休屋地区と十和田市

中心地区との連絡は、広域迂回を余儀なくされたところであります。

令和三年及び令和四年の大雨災害では、津軽半島及び下北半島において記録的な大雨となり、通行不能箇所が発生し、広域迂回を強いられるなど大きな被害を受けました。そのとき、被災を受けた風間浦村では孤立した人を船で移動させたという話も聞きました。このような自然災害に対しては事前の備えを十分に行い、県民の生命、財産を守るための防災・減災対策が重要であります。

今回の大雨では道路への土砂流出等による通行止めは発生したものの、幸い人的被害はなく、改めて人命を最優先することの重要性を認識したところであります。しかしながら、さらに降雨が強まり、長時間続けば被害は拡大し、孤立集落が発生するおそれもありました。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、十和田湖周辺及び三八地域の県管理道路における被害状況について伺います。

二点目として、孤立集落をつくらないための取組は重要と考えますが、防災公共の考え方について伺います。

次に、農業用ため池の防災・減災対策についてです。

本県における今年の天候は、七月は雨が少なく渇水となった一方で、八月は県内各地で大雨が頻発しました。先ほどの質問においても触れましたが、大雨災害は頻発化、激甚化しており、雨が局地的に激しく降る、いわゆるゲリラ豪雨や線状降水帯の発生頻度が増え、その一方で雨の降る日数は減少するなど、日本の天候は極端化しており、今まで異常気象と呼ばれた現象が当たり前のように発生しております。

このような状況の中、農業用ため池は、農業用水の確保という本来の役割に加え、大雨の際には一時的に水を貯留し、洪水調節を行うなどの多面的機能を有しており、渇水と大雨が交互に発生した今年のような天候に対応するためには、なくてはならない施設だと考えています。

しかし、農業用ため池には、老朽化が進んだものや構造的に不備のあ

るものが大雨時には堤体が決壊するなどして下流に被害を及ぼす危険性もあると認識しております。こうした農業用ため池の決壊による被害を未然に防ぐためにも、常日頃からの管理に加え、大雨等に対応できるような改修が必要と考えています。

そこで、二点質問します。

一点目として、農業用ため池の適正な管理について、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

二点目として、農業用ため池の豪雨対策について、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、新規就農者の確保・育成についてです。

先日、県内の米農家の方やイチゴ農家の方から直接お話を伺う機会がありました。どちらの方も熱い思いを持って農業経営の強化に取り組んでおり、将来の地域農業の発展に向けて、規模拡大を進めながら後継者の育成にも力を入れているというものであります。

本県の農業は、御承知のとおり、地域経済を支える重要な産業です。一方で、人口減少や高齢化の影響による担い手不足が懸念されています。本県農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、若い世代が農業に参入し、経営を継続できるように育成していくことが重要であると考えます。

先般、県が発表した令和六年度の新規就農者数は三百十人であり、昭和六十三年度の調査実施以降最多ということでありました。増加した主な要因としては、下北地域の農業法人における新規雇用に伴うものの影響が大きいことですが、過去最多の新規就農者数ということは大変喜ばしいことであります。

県には、今後も、新規就農者の確保、育成に向けた取組を着実に進め、農林水産業が持続的に発展する社会につなげていただきたいと考えております。

そこで伺います。

新規就農者の確保、育成に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、県内の医師不足への対応について伺います。

人口減少が進む中、様々な分野で人手不足が問題となっておりますが、地域住民の健康を守るという意味で、医師不足が私たちの生活に与える影響は大変大きなものと考えています。

私の地元である五戸町の五戸総合病院は、内科の常勤医がおらず、周辺の病院から応援医師の派遣を受け、診療を行っている状況です。町村における医師不足は私たちの生活に直結する課題であり、三戸郡関係者の中でも地域医療の維持、確保は大きな話題になっております。

そこで、二点伺います。

一点目として、県内の医師不足の状況について伺います。

二点目として、町村立医療機関で勤務する医師を確保するための県の取組について伺います。

最後に、私学振興及び私立高等学校の就学支援について伺います。八戸学院野辺地西高等学校が旧五戸高等学校跡地へ移転し、令和九年四月の開校を目指しているとのことですが、五戸町に高校が復活し、再び若者でにぎわうことになるのは大変喜ばしいことだと思っております。

一方で、少子化等の影響から私立学校を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、新たに五戸町の高校に通うことになる生徒も含め、多くの志ある学生が安心して学びや夢の実現に集中できるよう、公立学校だけでなく、私立学校の振興を進めることが極めて大切だと考えます。

とりわけ、保護者の経済的負担軽減に向けた支援制度は重要です。現在、公立、私立を問わず、高校に通う所得要件等を満たす世帯の生徒に対し、その授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を、さらには、県において私立高等学校等就学支援費補助を上乗せして支給しているところですが、国における、いわゆる高校無償化により、今年

度から、従来、支給対象外であった世帯に対しても就学支援金が支給されているとのこと。さらに、国においては、令和八年度から私立高校の生徒への就学支援金の支給額の引上げが検討されており、その動向に期待しているところです。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、私学振興に対する県の基本的な考え方について伺います。

二点目として、私立高等学校に通う生徒の授業料に対する県の支援状況について伺います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 和田議員にお答えいたします。

私からは、まず、循環型社会形成の推進に向けて、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、国の循環型社会形成推進基本計画や本県における3Rの推進状況、市町村からの意見等を踏まえ、現在、第五次計画の策定作業を進めております。

第五次計画では、これまでのプラスチック資源循環や食品ロス削減対策に係る取組の強化に加え、行政、民間事業者等、各主体の連携強化による3Rプラスの推進、市町村が抱える地域課題の解決に向けた取組の推進に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、孤立集落をつくらないための防災公共の考え方についてお答えいたします。

防災公共は、災害時に人命を守ることを最優先に、市町村と連携し、孤立集落をつくらないという視点を取り入れた危険箇所の解消などのハード対策と、逃げるという発想を重視した避難経路の確認などのソフト対策を一体的に進める青森県独自の取組であります。

先月の大雨では、国道百二号や国道四百五十四号などで一時的に通行

不能となり、一部の集落で孤立が懸念されたことから、私自身、防災公共の取組が重要であると改めて認識したところであり、引き続き、県民の皆様の命と暮らしを守るため、安全・安心な県土づくりを推進してまいります。

続きまして、農業用ため池の豪雨対策についての県の取組についてお答えいたします。

県では、大雨などにより決壊した場合に、人家や重要な公共施設へ影響を与えるおそれのある農業用ため池三百八十四か所を防災重点農業用ため池に指定しています。

これらのため池については、管理者や市町村と協議の上、計画的に防災工事を進めており、今年度は十六地区で洪水吐きの改修や緊急放流設備の整備など、豪雨時の安全性を高める対策を実施しております。

あわせて、災害発生時に地域住民の安全かつ迅速な避難行動に役立つよう、防災重点農業用ため池のハザードマップを作成する市町村を支援し、県や市町村のホームページ等で周知を図っているところでもあります。

続きまして、町村立医療機関で勤務する医師を確保するための県の取組についてお答えいたします。

県では、弘前大学医師修学資金について、町村部を含む県内の医療機関での勤務につながるよう、令和六年度に貸与枠を三十四名から六十二名へと大幅に拡充したところであり、このうち特別枠については、町村立医療機関での一定期間の勤務を返還免除要件としております。

また、今年九月に、県、弘前大学、県立中央病院の三者において、青森県地域医療維持確保に向けた医師派遣・配置調整会議を開催し、医師少数区域の自治体病院への医師派遣が昨年度より約十六人増加したことを確認したほか、弘前大学及び県立中央病院に所属する医師の派遣・配置状況と、市町村からの医師の派遣、配置の要望状況を共有し、医師の派遣方針等について協議いたしました。さらに、総合的な診療ができ

る医師を育成するため、国の事業を活用した総合診療医センターの設置について話し合い、今後の取組につなげていくこととしております。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 私学振興に対する県の基本的な考え方についてお答えいたします。

本県の私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づき、特色ある教育を展開しながら、これまで多くの優秀な人材を輩出しており、本県における教育の一翼を担う重要な役割を果たしているものと認識しております。

県といたしましては、青森県の未来を担う子供たちの教育環境を整えることは、公立、私立の区別なく重要であると考えています。

このため、私学教育の振興として、私立学校に対し、教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び経営の安定を図るための各種助成といった支援を行っており、私立学校の自主性を尊重しながら、引き続き、私学振興に取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 私立高等学校に通う生徒の授業料に対する県の支援状況についてお答えいたします。

私立高等学校の授業料につきましては、議員御指摘のとおり、国が実施している高等学校等就学支援金及び県が上乗せして補助している私立高等学校等就学支援費補助により支援しております。今年度は、年収五百九十万円未満の世帯に対しては年額四十二万円、年収五百九十万円以上七百万円未満の世帯に対しては年額二十三万七千六百円、年収七百万円以上の世帯に対しては年額十一万八千八百円を上限として補助しております。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問二点についてお答えいたし

ます。

まず、本県の廃棄物行政に係る業務執行体制についてでございます。昨年度、令和六年度におきましては、環境政策課が一般廃棄物及び災害廃棄物に係る業務を、環境保全課が産業廃棄物及び廃棄物処理施設に係る業務を所管しておりました。そして、出先機関では、地域県民局の各環境管理部が廃棄物管理業務について、環境政策課または環境保全課と連携し、執行していたところでございます。

廃棄物行政につきましては、廃棄物の適正処理や不法投棄の防止はもとより、廃棄物等の資源の循環的利用や災害廃棄物の処理について、一体的かつ強力に推進できる業務執行体制の確保が必要とされていたところでございます。

このことから、令和七年四月の組織改正で、先ほど申し上げました廃棄物関係業務の所管を資源循環推進課に集約することで、資源循環推進課と各環境管理事務所が直結し、廃棄物行政における専門性を発揮しながら、これまで以上に迅速かつ適切に業務に取り組むことができる体制としたところでございます。

次に、循環型社会形成の推進について、これまでの県の取組についてでございます。

県では、令和三年三月に策定した第四次青森県循環型社会形成推進計画において、プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減対策の推進、行政・民間事業者等各主体の連携強化を重点取組として設定し、これらの取組を推進してきたところでございます。

こうした取組によりまして、本県における一人一日当たりのごみ排出量は、第四次計画の目標である九百四十グラムに向けて着実に減少し、令和五年度には九百六十七グラムと過去最少となっているところでございます。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県内の医師不足の状況についてお答

えいたします。

国が公表した医師偏在指標によると、全国が二百五十五・六に対し、本県は百八十四・三で全国ワースト二位の医師少数県となっています。

二次医療圏別では、津軽地域が医師多数区域、青森地域が医師多数区域、医師少数区域のどちらでもない区域となる一方で、八戸、上十三、西北五及び下北の四地域が全国で下位三分の一となる医師少数区域となっています。

なお、外来医師偏在指標によると、県内の六地域全てが医師少数区域となっています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問二点にお答えいたします。

まず、農業用ため池の適正な管理に向けた県の取組についてです。県では、ため池管理者である土地改良区等が適正にため池を管理できるように、劣化状況等の日常の点検方法や、大雨、地震等の異常時における対応方法などを取りまとめたため池管理マニュアルを作成し、配布しています。

また、県土地改良事業団体連合会に設置している青森県ため池サポートセンターと連携し、農業者と地域住民を対象に、効率的な監視や管理のポイントを学ぶ研修会を開催しているところです。

続きまして、新規就農者の確保、育成に向けた県の取組についてお答えいたします。

新規就農者の確保に向けては、営農大学校で中核的担い手となり得る人材を養成しているほか、県内の農業高校生等を対象とした出前授業や、農業情報サイト「農なび青森」などを通じて、本県農業の魅力や支援制度等を情報発信しています。

また、今年度から新たに就農希望者を農業法人へ一定期間派遣し、終了後に当該法人への就職を促進するトライアル就農にも取り組んでいます。

育成に向けては、経営の早期安定が図られるよう、国の事業を活用し、就農初期の営農経費等を支援するとともに、普及指導員等による集合研修や個別指導を行っています。加えて、青森県農業経営・就農サポートセンターによる専門家派遣を行うなど、就農段階に応じた切れ目のない支援に取り組んでいるところです。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 本年八月の大雨による十和田湖周辺及び三八地域の県管理道路における被害状況についてお答えいたします。

先月十九日から二十一日にかけての記録的な大雨により、十和田湖周辺エリアの県管理道路では道路への土砂流出等が複数箇所が発生し、二十日時点で秋田県管轄も含めた最大八路線、約五十八キロメートルに及ぶ通行止めを実施いたしました。

その後、土砂撤去等の作業が終了し、安全が確認できた区間から順次通行止めを解除し、二十三日の正午をもって全ての通行止めを解除したところです。

ただ、このうち、国道四百五十四号新郷村戸来地区におきましては、路肩崩落の応急対策が完了した二十一日十六時に通行止めを解除していたところですが、その後、先月下旬からの断続的な降雨によりまして、約二十メートルの区間で路肩崩落が拡大したことを受けまして、今日一日から再度通行止めを実施しており、現在はその復旧工法や復旧見通しなどの検討を進めている状況でございます。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

九月二十九日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四分散会